

平成22年 6 月宮崎県定例県議会
環境農林水産常任委員会会議録
平成22年 6 月14日～15日

場 所 第4委員会室

平成22年 6月14日 (月曜日)

・口蹄疫の発生状況等について

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)
- 議案第5号 宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第7号))
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第1号))
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度宮崎県一般会計補正予算(第2号))
- 報告事項
 - ・県が出資している法人の経営状況について
社団法人宮崎県林業公社(別紙10)
財団法人宮崎県環境整備公社(別紙11)
社団法人宮崎県農業振興公社(別紙14)
財団法人宮崎県内水面振興センター(別紙15)
 - ・平成21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書(別紙18)
- 環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査
- その他報告事項
 - ・口蹄疫対策に係る主な取組について
 - ・宮崎県庁エコプランについて
 - ・平成21年度「大気及び水質の測定結果」等について
 - ・レジ袋ゼロ社会に向けた今後の取組について
 - ・エコクリーンプラザみやざき問題について
 - ・指定管理者制度の第二期指定について

出席委員(8人)

委員 長	十屋 幸平
副委員 長	河野 安幸
委員	緒嶋 雅晃
委員	福田 作弥
委員	星原 透
委員	権藤 梅義
委員	徳重 忠夫
委員	高橋 透

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境 森 林 部 長	吉 瀬 和 明
環境 森 林 部 次 長 (総 括)	豊 島 美 敏
環境 森 林 部 次 長 (技 術 担 当)	黒 木 由 典
部 参 事 兼 環 境 森 林 課 長	金 丸 政 保
計 画 指 導 監	佐 藤 浩 一
環 境 管 理 課 長	橋 本 江 里 子
循 環 社 会 推 進 課 長	福 田 裕 幸
自 然 環 境 課 長	森 房 光
森 林 整 備 課 長	河 野 憲 二
山 村 ・ 木 材 振 興 課 長	徳 永 三 夫
み や ざ き ス ギ 活 用 推 進 室 長	小 林 重 善
工 事 検 査 監	水 垂 信 一

農政水産部

副 知 事	河 野 俊 嗣
農 政 水 産 部 次 長 (総 括)	緒 方 哲

農政水産部次長 (農政担当)	押川延夫
農政水産部次長 (水産担当)	関屋朝裕
農政水産部参事 (口蹄疫対策担当)	永山英也
農政企画課長	上杉和貴
ブランド・ 流通対策室長	加勇田誠
地域農業推進課長	山之内稔
連携推進室長	山内年
営農支援課長	井上裕一
消費安全企画監	工藤明也
農産園芸課長	郡司行敏
畜産課長	児玉州男
家畜防疫対策監	岩崎充祐
農村計画課長	三好亨二
国営事業対策監	宮下敦典
農村整備課長	宮川賢治
工事検査監	溝口博敏
水産政策課長	鹿田敏嗣
漁業調整監	成原淳一
漁港漁場整備課長	山田卓郎
漁港整備対策監	永野広
総合農業試験場長	串間秀敏
県立農業大学校長	服部修一
水産試験場長	那須司

事務局職員出席者

議事課主査	花畑修一
政策調査課主査	坂下誠一郎

○十屋委員長 ただいまから、環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定をいたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案、報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後をお願いをいたします。

○吉瀬環境森林部長 おはようございます。環境森林部です。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。

まず初めに、口蹄疫についてでございます。

4月20日の発生以来、事態が長期化、深刻化しておりまして非常に厳しい状況にありますが、環境森林部といたしましても、口蹄疫の一刻も早い終息に向け、職員が一丸となって患畜発生現場における殺処分の補助作業、埋却作業、消毒などの防疫作業等に全力で対応しているところでございます。今後とも、環境農林水産常任委員会の皆様の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております委員会資料の表紙を見ていただきたいと思います。本日は、報告承認事項が1件、2番目の報告事項が3件、3番目のその他報告事項が5件でございます。

1ページめくっていただきまして、まず、Iの報告承認事項でございますが、専決処分の承認を求めることについてでございます。これは平成21年度の宮崎県一般会計補正予算（第7号）を22年3月31日に専決いたしましたので、

それにつきまして報告承認を求めるものでございまして、中身は、産業廃棄物税基金と森林環境税基金への積み立てにつきまして、地方自治法第179条第3項の規定によりまして専決処分の承認をお願いするものでございます。

戻っていただきまして、表紙で説明をしたいと思いますが、Ⅱの報告事項につきましては、財団法人宮崎県環境整備公社、社団法人宮崎県林業公社につきまして、平成21年度の事業報告並びに平成22年度の事業計画について報告いたします。それから、平成21年度の繰越明許費についての御報告をいたします。

次に、Ⅲのその他の報告事項につきましては、口蹄疫対策に係ります環境森林部の主な取り組みについてや、エコクリーンプラザみやざき問題についてなど、合わせて5件について御報告いたします。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましてはそれぞれの担当課長から御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

○金丸環境森林課長 それでは、常任委員会資料の4ページをお願いいたします。環境森林部の平成21年度繰越明許費について御説明を申し上げます。

平成21年度の議会におきまして御承認をいただきました繰り越し事業につきまして、繰越額が確定いたしましたので、今回御報告を行うものでございます。自然環境課6件、森林整備課10件、山村・木材振興課1件で、表の一番下の合計の欄でございますが、環境森林部全体で17件、繰越額が56億3,869万2,000円、173カ所となっております。以上でございます。

○福田循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

まず、報告承認事項、専決処分の承認を求め

ることについて御説明いたします。常任委員会資料の1ページをお開きください。(1)の産業廃棄物税基金積立金の執行に伴う補正であります。21年度の産業廃棄物税の税込等が確定しましたことから、積立金1,018万3,000円を補正したものであります。この結果、21年度の産業廃棄物税基金への積立金は2億1,721万円となります。

次に、同じく委員会資料の2ページをごらんください。報告事項の1、財団法人宮崎県環境整備公社についてであります。環境整備公社は平成7年3月に設立され、エコクリーンプラザみやざきの運営を通して、(2)の設立目的にありますように、産業廃棄物や一般廃棄物の処理等の事業を行うことにより、本県のすぐれた自然環境の保全や県民の生活環境の保全等に取り組んでいるものであります。組織や基本財産、事業につきましてはそこに記載してあるとおりでありますが、詳細について別冊の「平成22年6月定例県議会提出報告書」で御説明いたしますので、お手数ですが、青いインデックス、環境整備公社のところ、79ページをごらんください。

まず、平成21年度事業報告についてであります。環境整備公社は、1の事業概要の(1)日常の廃棄物の適正処理についてにありますように、県央地域11市町村の一般廃棄物の広域処理並びに県内の産業廃棄物の処理を行ってまいりました。また、(2)諸課題の解決につきましては、浸出水調整池の破損等受けまして、①安心・安全なシステムの構築や、②組織の全体的な見直しと活性化、③原因のさらなる解明と責任の所在の明確化について、それぞれ記載のとおり取り組んだところであります。

次に、80ページをお開きください。2の事業

実績につきましては、表に記載しておりますように、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理を行うとともに、温浴施設管理運営や廃棄物に対する普及啓発事業を行っております。

次に、財務関係であります。81ページから93ページにかけて貸借対照表等の財務資料を添付しておりますが、81ページの貸借対照表総括表により説明させていただきます。

環境整備公社は、表の右側半分にありますように、4つの会計により業務を行っておりますが、表の左から2番目、総合計の欄で上から順に説明させていただきます。

まず、資産の部であります。1の流動資産が現金預金及び未収金などで、流動資産合計は9億8,761万円余となっております。また、2の固定資産は、(1)の基本財産が1億110万円、(2)の特定資産が周辺環境整備積立金などで合計5億8,067万円余、(3)のその他の固定資産が、土地・建物等の不動産や機械装置等で合計28億5,911万円余で、固定資産の合計は35億4,089万円余となっております。この結果、流動資産と固定資産を合わせた資産合計は45億2,850万円余となっております。

次に、中ほどちょっと下になりますが、負債の部であります。1の流動負債が施設運転委託会社に対する未払い金や短期借入金などで合計14億4,933万円余、2の固定負債が長期借入などで合計17億1,137万円余となり、この結果、負債合計は31億6,070万円余となっております。

次に、その下、正味財産であります。1の指定正味財産が6億8,124万円余、2の一般正味財産が6億8,655万円余で、正味財産の合計は13億6,780万円余となり、この結果、負債及び正味財産の合計は45億2,850万円余となっております。

それでは、ページをめくっていただきまして、次に、94ページをお開きください。平成22年度の事業計画書であります。

まず、1の事業概要についてであります、(1)の日常の廃棄物の適正処理につきましては、引き続き自然環境や生活環境の保全に留意しながら、搬入される日常のすべてのごみについて円滑かつ適正な処理を行うこととしております。また、(2)の諸課題の解決につきましては、①安心・安全なシステムの構築に記載しておりますように、浸出水調整池の補強工事につきましては、安心・安全な施設の完成に向けて確実な施工を進めるとともに、浸出水の下水道放流案の実施に向けて関係諸機関への許認可手続を進め、事業参画市町村の支援も得ながら本年度内の着工を目指しているところです。さらに、②原因のさらなる解明と責任の所在の明確化に記載しておりますように、業者を相手に損害賠償の訴訟を提訴するなど、原因の解明と責任の所在をさらに追及していくこととしております。

次に、右側95ページの2の事業計画であります。本年度も一般廃棄物や産業廃棄物の処理を行うとともに、環境学習啓発事業や温浴施設の管理運営を行うこととしております。

次に、96ページをお開きください。収支予算書総括表であります。

まず、事業活動収支の部ですが、1の事業活動収入は、②の補助金等収入26億4,011万円余、④の廃棄物処理収入2億円などを見込んでおり、事業活動収入の合計は29億556万円余となっております。これに対しまして、2の事業活動収支は、①の管理運営費2億2,425万円余、②の施設運転管理事業費24億1,406万円余、右側の97ページになりますが、③の産業廃棄物処理事業費1

億4,238万円余、④の周辺環境整備事業費3億円などがあり、事業活動収支の合計は31億1,173万円余となっております。この結果、事業活動収支差額は2億617万円余のマイナスとなっております。

次に、投資活動収支の部につきましては、1の投資活動収入の①にある周辺環境整備積立金取崩収入、2の投資活動収支の①にある建設仮勘定支出などがあり、投資活動収支差額は8億3,902万円余のマイナスとなっております。

その下、財務活動収支の部につきましては、短期借入金収入、短期借入金返済支出などがあり、財務活動収支差額は10億8,408万円余となっております。これらの結果、下から3段目の欄になりますが、当期収支差額は3,544万円余となっております。前期繰越収支差額を加えた次期繰越収支差額は、一番下の欄にありますように4,006万円余となっております。

98ページ以降は、4つある会計別の収支予算書でこの総括表の内訳となっておりますので、説明は省略させていただきます。

私からは以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森自然環境課長 自然環境課から報告承認事項について御説明いたします。

委員会資料の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

1、専決処分の承認を求めることについての(2)森林環境税基金積立金の執行に伴う補正でございます。森林環境税基金積立金につきましては、3月末に平成21年度の税込額が確定いたしましたことから、積立金71万1,000円を補正したものでございます。この結果、平成21年度の森林環境税基金への積立金は2億8,063万5,000円となったところでございます。

自然環境課の説明は以上でございます。

○河野森林整備課長 森林整備課でございます。宮崎県林業公社の平成21年度事業報告等について御報告をいたします。

林業公社の概要につきましては、委員会資料の3ページに載せておりますが、説明のほうは「平成22年度6月定例県議会提出報告書」のほうでさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、報告書の69ページをお開きいただきたいと思っております。平成21年度事業報告書であります。

林業公社は、平成19年度に策定いたしました経営方針及び第3期経営計画に基づき、全力で経営改善に取り組んでいるところであります。

次に、70ページをお開きください。21年度は、2の事業実績に記載しております各事業に取り組むことにより、収入の確保に努めますとともに、植栽未済地の解消等に取り組んだところであります。

次に、右側71ページの貸借対照表をごらんください。まず、表の上段、Ⅰの資産の部であります。1の流動資産と2の固定資産を合わせた資産合計は、表の中ほどにありますが、362億5,500万円余で、その大半は森林勘定であります。

次に、Ⅱの負債の部であります。1の流動負債と2の固定負債を合わせた負債の合計は385億5,197万円余で、その大半は政策金融公庫等からの長期借入金であります。

次に、Ⅲの正味財産の部であります。正味財産はマイナス22億9,697万円であります。したがって、負債及び正味財産合計は、一番下にありますように362億5,500万円余となっております。

次に、72ページをお開きください。4の正味

財産増減計画書であります。まず、Ⅰの一般正味財産増減の部につきましては、表の下から8行目にありますように、伐採した森林に投資した経費に見合った収入が得られなかったことから、当期の一般正味財産増減額がマイナス4億9,520万円余となっております。その下の一般正味財産期首残高がマイナス18億177万円余でありますので、一般正味財産期末残高及び正味財産期末残高は、マイナス22億9,697万円余となっております。

次に、73ページの5の財産目録、これにつきましては貸借対照表と同様でありますので、省略をさせていただきます。

次に、74ページをお開きください。6のキャッシュ・フロー計算書であります。まず、Ⅰの事業活動によるキャッシュ・フローは、表の下から12行目にありますようにマイナス1億3,625万円余となっております。

次に、Ⅱの投資活動によるキャッシュ・フローは、次の75ページの表の上から4行目にありますように1億97万円余となっております。また、Ⅲの財務活動によるキャッシュ・フローは、表の下から4行目にありますように*1,842万円余となっております。

このため、1年間の資金の増減、これについては、Ⅳの現金及び現金同等物の増減額にありますように、マイナス1,685万円余となったところであります。この結果、表の一番下にありますように、期末の残高は1億5,604万円余となっております。

次に、76ページをお開きください。平成22年度の事業計画書であります。1の基本方針及び2の事業計画にありますように、公社は第3期経営計画等に基づき一層の経営改善に取り組みますとともに、県の重点施策であります植栽未

済地対策、県民等の森林づくり事業に引き続き取り組んでいくこととしております。

次に、78ページをお開きください。3の収支予算書であります。まず、Ⅰの事業活動収支の部は、表の中ほどの事業活動収支差額にありますようにマイナス1億3,036万円余であります。

次に、Ⅱの投資活動収支の部は、表の中ほどの投資活動収支差額にありますように2,388万円余であります。

また、Ⅲの財務活動収支の部は、表の下から4行目の財務活動収支差額にありますようにマイナス28万円余となっており、この結果、当期収支差額はマイナス1億676万円となります。次期繰越収支差額は2億11万円余となります。

森林整備課からは以上でございます。

○金丸環境森林課長 常任委員会資料の5ページをお願いいたします。口蹄疫対策に係る環境森林部の主な取り組みにつきまして御報告をさせていただきます。

まず、(1)の製材工場等への対応についてでございます。①にありますように、口蹄疫の発生を受けまして、畜産向け敷料のおが粉等を供給しております製材工場等に対しまして、運搬車両の消毒の徹底を依頼しております。また、製材工場等に対しまして、経営への影響を把握するため、4月末にアンケート調査を実施いたしましたところ、回答の中に、おが粉の取引停止等による資金繰りの悪化や、おが粉等のストック場所が不足する、そういったことを心配する事例がございました。このため、③にありますように、5月8日に電話相談窓口を山村・木材振興課みやぎきスギ活用推進室に設置いたしましたところでございます。これまでに緊急融資窓口の紹介など7件の相談に対応しております。

※10ページ左段に訂正発言あり

また、④にありますように、製材工場等の円滑な操業に向けまして、おが粉等の保管場所の確保、おが粉等を木質ボイラーの燃料とするなど、敷料以外の用途での利用促進、さらには牛、豚の埋却におが粉を利用していくこととしておりますので、それに向けた供給体制の整備につきまして、関係機関と連携して必要な対策を推進しているところでございます。

次に、(2)の野生鳥獣に関する対応でございます。国内においてこれまで、野生のシカ、イノシシが口蹄疫に感染した事例は確認されておりませんが、感染の可能性は否定できませんことから、市町村に対しまして次のような指導を実施いたしております。

まず、集落単位での追い払いやわなの設置等によって畜舎周りにシカ、イノシシを近づけないこと。鳥獣保護員による巡回パトロールを強化するとともに、不審なシカ、イノシシを発見した場合は、獣医師による確認と消毒・埋却処理を迅速に行うこと。有害鳥獣捕獲制度を積極的に活用して畜舎周辺での捕獲に迅速に対応できるように、捕獲許可期間の延長と弾力的な運用を図ることでございます。

次に、(3)のエコクリーンプラザみやざきへの残渣の搬入についてでございます。今回の口蹄疫対策といたしまして、搬出制限区域内の牛と豚を食肉処理した後の残渣、骨とか内臓物とか血液でございますが、これらにつきまして、エコクリーンプラザみやざきで5月31日から受け入れまして焼却を実施いたしております。

次に、(4)の埋却地についての対応につきましては、家畜改良事業団の種雄牛49頭の埋却地といたしまして、環境森林部が管理しております家畜改良事業団の隣接になります県育種母樹園を提供いたしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。宮崎県庁エコプランについてでございます。

まず、(1)の背景でございますが、県庁における環境負荷の低減につきましては、平成12年度から本庁及び本庁周辺の出先機関を対象に、ISO14001規格による環境マネジメントシステムを運用してきたところでございます。このような中、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が改正されまして、平成22年度、今年度から、知事部局、病院局、教育庁、県警本部、それぞれが一事業者として、エネルギー削減への取り組みが義務づけられることとなりましたことから、今後さらなる省エネの推進が求められることとなったところでございます。このため、全庁的な取り組みを推進するため、平成22年度から、本県独自の環境マネジメントシステムといたしまして、「宮崎県庁エコプラン」を導入することといたしました。

次に、エコプランの内容につきまして御説明を申し上げます。なお、(2)の①、②、③のうち①、③あたりにゴシック体、アンダーラインで示した部分がありますが、この部分が今年度から実施いたします新たな取り組みでございます。

まず、①の対象所属につきましては、知事部局、病院局、教育庁、県警本部等県関係のすべての所属、241の所属でございます。

②の重点取り組み項目につきましては、電気・燃料の節約による省エネ、紙・水の節約による省資源としておりまして、点線の枠内にありますように、22年度の全庁目標を温室効果ガス3%の削減で1億円の節約達成といたしまして、そのための本年度の全庁取り組み事項を4項目としております。なお、これらの目標及び取り組み事項につきましては、ポスターのような形

にいたしまして、各所属の職員が見えやすいところに掲示することといたしております。

次に、③の取り組みの流れでございます。アの目標の設定、イの取り組みの実施、ウの点検、エの見直しのPDCAシステムで実施してまいりたいというふうに考えております。このような取り組みを実施していく上で何よりも大切なことは、所属長あるいは個々の職員の環境に対する意識を高めていくことであろうというふうに考えております。したがって、アにありますように、数値目標を設定いたしますとともに、ウにありますように、中間点検等を通じまして取り組みが不十分の所属に対しましては、その原因や改善策を検討してもらい、必要に応じてヒアリングを実施してまいりたいと考えております。また、逆にしっかりと取り組んでいた所属に対しましては、表彰の実施も検討いたしたいと考えております。さらに、環境カウンセラーの方々などに外部評価をお願いいたしまして、私ども事務局あるいは各所属の取り組み状況を評価していただくとともに、県庁のホームページでの公表も行いたいというふうに考えております。以上でございます。

○橋本環境管理課長 環境管理課からは2件御報告させていただきます。

常任委員会資料の7ページをお開きください。平成21年度大気及び水質の測定結果等についてであります。大気及び河川・海域等の水質につきましては、大気汚染防止法や水質汚濁防止法等に基づきまして、毎年計画的に測定を行い、その状況を把握しているところでございます。このたび、平成21年度の結果がまとまりましたので、その主な点を御説明いたします。なお、環境基準についての資料を別にお配りしているところでございます。

まず、(1)大気の測定結果についてであります。①の常時監視につきましては、中ほどの表をごらんください。一番左の欄にあります5つの項目につきまして、24時間、365日の測定を行いました。その結果、右端の欄にありますとおり、主要な項目であります二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素につきましては、すべての測定局において環境基準を達成しておりました。しかしながら、光化学オキシダントにつきましては、すべての測定局で環境基準を達成しておらず、また、浮遊粒子状物質につきましても、黄砂の影響のため、環境基準を超えた日がございました。これら2つの項目につきましては、その下、(エ)今後の対策の3行目以下に記載しておりますとおり、大陸からの大気汚染物質の影響が指摘されておりますので、今後も国に国際的な取り組みを要望していきたいと考えております。

次に、1枚めくっていただきまして9ページをごらんください。(2)水質の測定結果についてであります。河川・海域の公共用水域につきましては、年に4回から12回の測定を行っております。人の健康に関する項目につきましては27項目の測定を行っておりますが、その結果につきましては、下のほうの表にまとめておりますとおり、砒素を除きます26の項目につきましては、すべての地点で環境基準を達成しておりました。砒素につきましては、休廃止鉱山の排水や地質等の影響によるものと推測されておりますが、土呂久川等5河川7地点で環境基準を達成しておりませんでした。このうち小丸川上流域1地点につきましては、今回初めて、わずかではあります、環境基準を超えたものであります。現在、国におきまして原因の調査が行われております。なお、この小丸川上流を含め基

準を超えた水域につきましては、飲料水や*農業用水などへの利用はなく、人の健康への影響はございません。

次に、恐れ入ります、ページをめくっていただきまして10ページの一番上の表にありますとおり、BOD、CODにつきましては、すべての水域で環境基準を達成しております。

続きまして、その下、⑤地下水の測定結果についてであります。地下水につきましては年1回以上測定しております。その結果は、表にありますとおり、過去に判明いたしました汚染の推移等監視するためのモニタリング調査におきまして、23本の井戸で環境基準を超えておりましたが、県内の全体的な地下水質を把握するための概況調査におきましては、すべての井戸で環境基準を達成しております。なお、基準を超えました井戸につきましては飲料水としては利用されておられません。

恐れ入ります、11ページをごらんください。次に、(3)ダイオキシン類の調査結果であります。下のほうの表に結果をまとめておりますが、県全体の概況を把握するための環境調査におきましては、すべての地点で環境基準を達成しております。また、廃棄物焼却炉等における検査につきましては、自主検査においてはすべて排出基準以下となっておりますが、県及び宮崎市が行います立入検査において、廃棄物焼却炉1施設について排出ガスが基準を超えておりました。なお、この施設につきましては改善指導を行いまして、その後改善を確認しているところでございます。

以上のように、本県の大気・水質につきましては、一部の測定項目で環境基準を超えた地点もございましたが、おおむね良好な状況を維持しているところでございます。今後も引き続き

監視を行いますとともに、事業場等への指導を適切に行うなどによりまして、良好な大気・水質の保全に努めてまいりたいと考えております。

恐れ入りますが、ページをめくっていただきまして12ページをごらんください。続きまして、レジ袋ゼロ社会に向けた今後の取り組みについてであります。昨年度から宮崎県レジ袋ゼロ推進協議会におきまして、地球温暖化対策の一環として取り組んでまいりましたレジ袋の無料配布中止につきましては、先ごろ協議会会長からも発表がありましたとおり、不景気による事業者の経営環境悪化等によりまして、予定しておりました今年6月1日からの実施につきましては当面見送ることとなりました。協議会といたしましては、今後は、(2)にありますとおり、これまでの課題を踏まえまして、組織の拡充や市町村、地域における協働を進めること等によりまして、まずはマイバッグ利用率の向上を図りながら、引き続き、レジ袋無料配布の中止、レジ袋ゼロ社会を目指すことによりまして、地球温暖化対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

環境管理課からは以上でございます。

○福田循環社会推進課長 委員会資料の13ページをお開きください。エコクリーンプラザみやざき問題について御報告いたします。

まず、(1)の業者への損害賠償請求についてであります。公社は、去る4月28日、株式会社エイト日本技術開発と三井・吉原・竹盛特定建設工事共同企業体を相手方として、総額15億8,718万円余の支払いを求める損害賠償請求を宮崎地方裁判所に起こしました。この訴訟につきましては、県といたしましても、法律面や技術面の問題を含め、関係市町村とともに積極的

※18ページ右段に訂正発言あり

に公社を支援することとしております。

次に、(2)の浸出水調整池補強工事の進捗状況について、及び(3)の浸出水処理水の下水道放流についてにつきましては、ここにお示ししているとおりでございます。14ページには6月分の浸出水調整池工事現場便りをおつけしております。以上であります。

○十屋委員長 ありがとうございます。執行部の説明が終了いたしました。まず、議案(報告第1号)と報告事項(公社の経営状況、繰越明許費)について質疑はございませんか。

○河野森林整備課長 私、先ほど林業公社の報告の中で数字の読み間違いをしたようでございまして、林業公社の事業報告、財務活動によるキャッシュ・フローでございませけれども、正しくは1,843万円余ということでございますので、訂正をお願いしたいと思います。数字は報告書では正しい数字になっております。以上です。

○十屋委員長 今、訂正がありましたけれども、委員からの質疑をお受けしたいと思います。

○福田委員 5ページですが、口蹄疫に関することでございますけど、野生鳥獣に関する対応の③、非常に私は適切な指示を出していただいたと思って感謝しまして、議会の私どもの机の上に資料が即置いてありましたから、地元の行政、農業団体に行って対応するようにお願いをしたんです。これは畜舎だけ書いてあるんですが、必ず畜舎と関連してえさの供給元、ここに相当なハトあるいはカラス、こういう鳥が飛来をしまして、通常幾らやっても防ぎようがないぐらいあるんです。それで、この際、こういう制度を積極的に利用して駆除をしろということをお願いしたんです。例えばJAの飼料倉庫と近くの畜舎との間をカラスとかハトが行き来す

るわけです。当然考えられますよね、いろんなことが。それは断定ではありませんよ。しかし、なかなかその駆除が難しいというんですね。

それで、これは極めて非情なことをお話しますが、獣医さんに聞きましたら、今、畜殺やっていますよね、ああいう類の薬品を飼料等の穀物に浸して倉庫等に置けば、簡単に捕獲できる、捕殺できると、こういうことがございましたが、これはほかのものとの危険性がありますから、そこは実施できないと思いますが、これからもこの問題については、猟友会だけではちょっと不可能かなと思いますね。今のハトの繁殖状況を見ますと。そのように考えております。ハト、ほかの野鳥ですね。これをまずお聞きしたいと思います。現場段階ではどんな動きがあるのか。本当にやられているのかなと思って。現状では対応に追われていますから、恐らく文書だけで終わっているんじゃないかなと思っているんですが、いかがですか。

○森自然環境課長 有害駆除につきましては、ここに記載しておりますように、期間の延長とか許可の捕獲頭数の拡大とかそういったものをお願いしております。現在、28市町村中26の市町村で、全域もしくは部分的でございませけれども、有害捕獲許可が出されております。残りの2町村につきましては、有害捕獲班に畜産農家の方がいらっしゃるという現実もありまして、実際に活動するのが難しいというようなことがございまして、今のところ2町村については有害捕獲の許可が出ていないという状況になっております。ただ、カラスとハトにつきましては、委員おっしゃるとおり、薬物で殺せばいいんじゃないかというお話もありますけど、なかなか鳥獣保護法の面では捕獲のほうは難しいということでございます。カラスが寄ってこ

ないようにテグスを張るとか、そういう対策もあるというようなことをお聞きしておりますので、農政水産部のほうと連携しながら、その辺は農家の方に情報をお願いしているところでございます。

○福田委員 意外と私どもも対策の盲点かもしれないと思っております、よく研究をしてほしいと思います。

もう一点。これも口蹄疫関連であります、エコクリーンプラザみやざきへの残渣の搬入をお認めいただきまして、処理を1回か2回されたかと思いますが、その状況についてちょっとお聞きしたいんですが、どういう状況であったか。

○福田循環社会推進課長 ここに報告いたしましたように、5月31日から残渣関係を受け入れておりまして、昨日までの実績でいいますと、24トン余りの量が持ち込まれて処理をされているというふうに聞いております。以上であります。

○福田委員 まだわずかな量でありますから、操業もまだ完全に稼働していませんから、これからかなりの量が出ると仮定した場合に、今のエコクリーンですね、地域の問題等もあって重要な役割を担わなくちゃいけないと思うんですが、能力的に日常の処理、本来の処理に影響ないかどうか、その辺をお聞きしたいんです。

○福田循環社会推進課長 この受け入れをするに当たっては、事前に農政サイドから、1日どのくらいの量が入るかということも含めて協議をいたしまして、最大20トンぐらい1日入ってくるということをお聞きしております。また、入ってくるときの形態につきましても、例えば血液あたりはおが粉とまぜて液体のまま入ってこないようにするとか、いろんな条件をつけて

おりまして、日常の一般廃棄物あるいは産業廃棄物の処理に支障がないということで受け入れを行っております。

○福田委員 わかりました。ありがとうございました。

○十屋委員長 ほかがございませぬか。

○榑藤委員 提出報告書の81ページ、エコクリーンプラザの資産の状況等であります、これにつきましては、現在いろいろ問題があるにしても、土地を含むあそこの施設設備、そういうものを見ようとすると、2でいいんでしょうか。

○福田循環社会推進課長 資産の部の(3)のところにありますその他の固定資産ということで、土地、建物、構築物、機械装置、車両運搬具とございますけれども、そこに該当するかと思っております。

○榑藤委員 ということは28億なんですかね、具体的には。

○福田循環社会推進課長 28億5,900万余ということになるかと思っております。

○榑藤委員 それから、今回の損害賠償との関係なんです、浸出水等の工事がやり直しみたいな格好になるわけですけども、この28億の中に当然入っているわけですが、今、新たに改造というか改善というかそういう工事をやっていると思うんですが、以前の部分に改善した部分というのは、今43%と書いてありますが、そういう部分が100%になったときにはこの資産にその分が上乗せされるわけですね。

○福田循環社会推進課長 お手元の資料の委員が御指摘になったところで、(3)のその他の固定資産の中に建設仮勘定という項目があります。ここが今、補強工事をやっております資産の部分の価格になります。既に工事が終わっている部分についてここに勘定を載せてありますので、

今後工事が進んでいけば、この金額が上乘せになってくるということであろうかと思ひます。

○**榑藤委員** 建設仮勘定は、建設途上の諸経費を仮に固定資産と見なすようなやり方かなと思ひますが、ここの金額が最終的には幾らになるんでしょうか。建設仮勘定は消えるかと思ひますが、前の分と新たに追加工事を行った分で。

○**福田循環社会推進課長** ここに計上されておりますのは、申しおくれしましたけれども、市町村分と公社の分の持ち分がございまして、公社の持ち分がここに計上されております。工事自体は、ただいま県と市町村で工事費を折半して貸し付けておりまして、13億6,000万という貸し付けを行っておりますので、そのあたりの金額が今後工事が進めばなにがしか上乘せになってくるというふうに考えております。

○**榑藤委員** それから、訴訟の準備云々ということなんですが、これについては、我々から見ると、裁判がずっと続いて、最終的にはどうなったんだろうというような感じが何年も何年もたつて起きるわけですよ。そういう意味では非常に裁判そのものも難しいと思ひます。どこに瑕疵があったのか。難しいと思ひますが、仮の話は余りよくないですけど、15億8,000万という賠償が、仮に10億で成立した場合の資産表示との関係がある部分とか、例えば塩処理システム云々とかあるんですが、これは資産そのものが、裁判の結果、勝訴して仮に15億のうち10億賠償しましょうとなったときには、この資産との関係はどうなるんですか。その資産がその分だけ減額されるのかどうかという部分がちょっとわからない。

○**福田循環社会推進課長** 委員御指摘のように大変難しい裁判で、年数も長くかかるということになるかと思ひますが、損害賠償を勝ち得

た金額がこの中にどのように反映されるか、ちょっと今、私、知り得ておりませんので、確認をして御報告したいと思ひます。

○**榑藤委員** 営業的なもので入ってくる収入が入ってこなかったとか、あるいは被害を受けたという流れのフローの部分と、資産を改善して追加的な投資で資産の価値がふえたという部分が、我々から見てもこの15億という大きな数字ではわからないんですが、それは後でまた説明いただくとして、この企業共同体は現在でも健全な形なんですか。A、B、Cありますが、Cの部分。

○**福田循環社会推進課長** 私ども訴訟に当たつて公社のほう、弁護士さんといろいろ相談をしていく中で、この3社あるうちの三井住友と2社目につきましては、存在というか、きちんと確認をしておりますけれども、3社目の竹盛につきましては所在が不明ということで、今どのような状態になっているかは不明の状態というふうに聞いております。

○**十屋委員長** ほかございせんか。

○**緒嶋委員** ちつとも聞きたくないんだけど、林業公社、これは毎年御苦勞されておるし、経営方針とか第3期の経営計画に基づいていろいろ経営努力されておるということでありましてけれども、長期借り入れなんかも、県の金を借りて、市中銀行の借入金はできるだけ減らして金利負担を軽くするということではありますが、80年後には経営は改善されますと、それを確証する者がおるかどうかわかりせんけれども、実際のところ、今、主伐採を抑えながら間伐とか、いへば補助金的なものが入るので努力しておるということではありますが、実際、経営的に努力されておるのはわかるんですけども、今のまま行った場合、将来的に本当に80年後には

経営は大丈夫かということになると、自信を持って答えられる人はだれもおらんのではないかというふうに思うんですけども、今のところ、極端に言えば、借入金ほど財産としての評価はあるというふうに見ていいのですか。

○河野森林整備課長 先ほど報告しましたように森林勘定353億ということで、昨年からしますと4億ほど減っているわけですが、主伐した部分が167ヘクタールありまして、その部分を勘定から除いたと。加わった分も、確かに保育をやりますので保育の部分が加わっておると。その差額が4億ということで出てきておるんですけども、委員御存じのとおり、去年は公社にとって大変な逆風の1年間でした。景気が低迷する中で木材価格は過去最低の8,900円というようなことで、私どもが見込んでいた額からしますと伐採収入は約半分ぐらいしか得られなかったと。

ただ、今後どうなるかという話ですけども、材価も年が明けまして回復の兆しもあります。今1万300円ほどになっておりまして、去年の平均からしますと1,400円ほど上積みをしているわけですので。木材価格の回復に期待するわけですので。そればかりではなかなかいきませんので、私どもも経営努力をしながら、もうかるような間伐、利用間伐にこれから特に力を入れていきたいというふうに思っております。現在、長期の借入残高が339億円あるわけですので。ことしがピークでございました。来年からずっと減ってまいります。借入金は今、県だけにお願いしておるわけですけども、県の借入金についても、平成37年になりますけれども、あと16年後ぐらいには償還金が貸付金を上回るということで、県の貸付金も順次減っていくというところでございませ

て、精いっぱい努力しながら、平成80年には黒字で終えたいというふうなことで取り組んでおります。以上です。

○緒嶋委員 今は、間伐した収入は全部林業公社の収入になるわけですか。委託しておる人には間伐した代金というのは入らんわけですか。

○河野森林整備課長 間伐の分収につきましては、所有者の間では分収はやりません。市町村の分については20万円を上回った場合に交付するというのでございまして、利益を出しながら森林所有者の方には分収の交付を進めていきたいと思っております。

○緒嶋委員 20万円というのは、別に面積とか基準はなく、金額的に間伐の収入が20万円以内ならば市町村には交付しないということですか。

○河野森林整備課長 1件当たりということですので。

○緒嶋委員 それはうまく20万円以下で間伐をするところをふやせば、公社の収入になるということですね。

○河野森林整備課長 これは22年度からの取り組みでして、ごく最近、市町村からの御理解をいただきながら、社員市町村からの支援の形でこういうふうな取り決めを行ったということですので。

○緒嶋委員 ただ、22万の間伐の収入を得るためのコストというのがかなりかかるわけですね。これは補助金があるから間伐ができるということですか。

○河野森林整備課長 有利な間伐の補助制度、最近では定額ということで工夫によっては丸々できるというような制度事業もできておりますので、最大限そういった有利な補助事業を活用しながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

○緒嶋委員 いずれにしましてもいろいろ知恵を出していただいて、やはり個人の契約の中ではなかなか歩合を変更するということはできんだろうと思うんです。収益の中の歩合ならいいけど、販売した価格の歩合で配分するわけでしょう。どうなっているんですか、基本的には。分収の割合ですよ。

○河野森林整備課長 経費を差し引きました収益の中の歩合ということです。

○緒嶋委員 それは個人の場合も同じですか。

○河野森林整備課長 個人の場合も同様でございます。

○緒嶋委員 いずれにしましても、やはり所有者も、分収林を切っても経費を引けば収益として残るのはいないんじゃないかと、契約者の皆さんは大変不安を持っておるわけです。3万円を超すぐらいのときの、あるいは2万台のときの契約でありますので、今の1万を切っておるような時代では、とてもじゃないが作業道とか林道が整備されていないところは、搬出経費、市場経費を引かれれば契約者には収入としてはほとんどないというようなことでありますので、借入金の金利も計算すれば、販売しても借入金の返還もできんじゃないかということで、何のために分収にしたかわからんというのが契約者の今の心配であります。長伐期にして本当に材価が上がるのかどうか、また、長伐期にすると木材が大きくなるので搬出に苦勞するとか、いろいろ将来的な課題もあるわけです。そういうことを含めて、十分契約者の理解というか、お互いの意思疎通を十分図りながら、今後の経営についての方針等は皆さん方が納得するようなものに今後とも努めていただきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

もう一つ、先ほど福田委員も申されました、

野生鳥獣がもう口蹄疫にかかっておるんじゃないかというような風評というか、心配をされておる方がかなりあるんですけど、実際、シカとかイノシシの死体とか、病斑が出たような痕跡というか、そういう感染事例はないということではありますが、その心配もないというふうに考えていいわけですか。

○森自然環境課長 御承知のようにイノシシやシカは偶蹄類ですので、口蹄疫に感染する可能性があるということでございます。このため、鳥獣保護員による巡回パトロールを強化しているところでございます。委員御指摘のように、これまでその強化の成果と申しますか、県内で19件のイノシシやシカの不審な死体が報告されておりまして、ミイラ化とか白骨化した件数が2件ございましたけれども、それ以外はすべて疫学チームあるいは獣医師さんに検体をとっていただきまして、このうち、どうしても怪しいという8件のサンプルを国のほうに送っております。6件が返ってきておりましてすべて陰性ということで、今のところその結果は陰性と思っております。検体を積極的に調べるということにつきましては、野生動物を山に追い込んでしまつて拡散させるという逆の意味の危険性もはらんでおりますので、私どもとしましては、畜舎周辺に野生動物が近寄らないように、来たときにはわな等で捕獲をするような方法で今のところ市町村と連携しながら取り組んでいるところでございます。

○緒嶋委員 特に都農あたりはシカ、イノシシが多いというような話もよく聞くんですけども、相当徹底して捕獲等も、あるいは畜舎等に近寄らせないという努力をしなきゃ、確実に口蹄疫が伝染しているかどうかというのは、結果としてはなかなかわからんと思うんです。それ

だけにやはり注意を喚起しながら、有害鳥獣の捕獲制度の中で強力なそういう対応をしていただかんと、皆さん方が一番心配するのが、口蹄疫はある程度ワクチンそれらで終息の時期はいずれ来るだろうけど、有害鳥獣は終息の時期というのは、伝染すりゃ終息宣言なんかとてもじゃないができませんね。それを一番恐れておるので、徹底して捕獲を強力にやるということに全力を尽くしていただかんと大変なことになるんじゃないか。今、口蹄疫が広まっておるところが終息するもの以上に、有害鳥獣も含めてそれにいかに神経をつなぐかというか、神経をとがらすかというようなことを考えないと、終息宣言したというのは豚や牛だけの終息宣言であって、有害鳥獣の終息宣言にはならんわけですね。仮にそれに伝播しておったということであれば。だから、これは徹底的に、有害鳥獣の捕獲は、特に児湯を中心に相当努力していただかんと大変なことになるという自覚を持って努力していただきたいと思えますけど、特に今後において強力な対応をしようという動きは今ないわけですね。

○森自然環境課長 委員おっしゃるように、野生動物への感染というのが非常に危惧されております。積極的に奥山に向かって捕獲に取り組むということにつきましては、逆にウイルスを奥山に持っていくということも懸念されております。したがって、国でも、有害鳥獣捕獲したものを検体として取り上げて今後調べていくというような取り組みが検討されているというふうに聞いておりますので、そのような動きに対しまして県としてもできる限りの協力をしていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 それと、おが粉を埋却に利用するというのは、どういう形で利用されるわけです

か。

○小林みやぎきスギ活用推進室長 埋却地におきましては、雨水が掘られた底のほうにたまったり、それから、牛・豚の体液、血液等が地表に吹き出してくるといったようなことが言われておきまして、それに対応しまして、牛、豚が埋却された上の層に50センチほどの厚みでおが粉をかぶせるような形で対応するということが実験的に行われております。

○緒嶋委員 特に製材工場では、ここにもあるようにおが粉の排出先がないというか、児湯なんかは畜産農家がこういうことで全滅みたいなことですので。そうすると、製材工場の今後の課題解決のためにもこれは積極的に、まだ今後かなり残っておるわけですので、おが粉を使うような方向は決まっておるわけですか。

○小林みやぎきスギ活用推進室長 現在、実験的に実施されまして、ある程度体液等の吸着効果があるのではないかとことは結論としては出ておりますけれども、まだ正式にそれをすべての箇所で行っていくといったような決断はなされておられません。

○緒嶋委員 効果があるということであればそれは即実行するのが、今は検討する段階じゃないと思うんですが、お互いの立場もあるので、それを早目に使って、私も後でその他で言おうと思うんですけれども、埋却した後の血液とかにおいと公害みたいなものが出てくる対策等も含めて、環境森林部の責任の分野というのが、終息した後の問題は、環境森林部が環境問題を含めてどう対応するかと。そういう問題もあるので、効果があるということであれば、一日でも早くそれを使うように行政として積極的に努力する必要があるんじゃないかと思うんですけど、どうですか。検討ばかりしていても前に進

まんのじゃないですか。

○**小林みやぎきスギ活用推進室長** 現在、農政水産部のほうとも打ち合わせをさせていただいておりまして、標準的に入れられるような方向で調整を図っておるところなんですけれども、いかんせん、都城ですとか新たに発生したところについては、まず埋却が先決といったようなこともございますので、そういったような事情もかんがみながら、できるだけ早急にそういうような方向で調整をさせていただきたいというふうに考えております。

○**緒嶋委員** 都城のことは立派にしておるからいいけど、川南のことを私は言っておるわけです。そこ辺はやはり急がんと、まだ残っておるのがその次の伝染の原因になっておるとみんなが言っておるわけですから、ぜひそのあたりを、今後どうするかということを目に結論出して取り組んでいかれる必要があるんじゃないかと思っておりますので、これは部長のほうでも努力していただきたいということを要望しておきます。

○**十屋委員長** その他の報告事項までちょっと踏み込みましたけれども、まずは議案と報告事項でお願いしたいと思っております。その後、関連がありましたので、質疑いただきましたので、まずそちらがあればお願いしたいと思っております。なければその他のほうに入りたいと思っております。

○**高橋委員** 1ページの報告第1号関係でお尋ねしますが、産廃税と森林環境税、産廃税はトン当たり1,000円でしたか、森林環境税が均等割以上の課税に500円、その辺の確認と、税収の動向ですね、いろいろ口蹄疫問題出ていますけど、恐らく税収はかなり落ち込んでくる宮崎県の今後だと思っております。貴重な財源でありますから、今後動向はどうなるのか、簡単でいいですから答弁いただくといいんですが。

○**森自然環境課長** 森林環境税につきましては、均等割に500円、おっしゃるとおりでございます。動向なんですけれども、去年が2億8,000万程度で、ことしも2億8,000万から2億9,000万ぐらいということで見えておりまして、今のところは横ばいで進むのかなというふうに感じているところでございますが、今後の動向いかんでは補正で落とすというようなことも検討していかんといかんというふうに思っております。

○**高橋委員** 住民税ですから、昨年度の所得ですよね、基本は。恐らく23年度はこれ以上はいかんと思うんですよ。落ち込むと思うんです。そういう見方をしておったほうがいいのかなと思います。私は、大事な、貴重な財源でありますから、使われ方もチェックもすべきだと思うんです。細かなことを言いますが、考え方だけ御答弁いただければいいと思います。

例えば、森づくりでこういう基金からお金が補助されていますよね。いろんな団体がやっている。これは大変すばらしい事業ですので、どんどん推進していただきたいんですが、たまたま私、見かけたところで気になった点がありました。いろんな資材も購入されているみたいですが、例えば山ぐわとか、聞きましたら、結構高価な金額するんですよ。よく見たら高知の土佐なんですね。あそこは刃物でああいうのは有名ですから、個人的に買われるのは私は了としますけれども、団体であるいはこういう公金で入ったお金で買われるのはいかがなものかなと。次は地元の業者を選定して買ってくださいなと、私一言申し上げておきましたけれども、その考え方を県としてどうお持ちなのかを答弁ください。

○**森自然環境課長** 委員おっしゃるとおり、やはり県内のものを調達するように今後も指導し

ていきたいと思っておりますけれども、ボランティアグループにつきましては、75%を上限に資材費等々を助成しているところをございまして、今後もその適正な使用・運用、それから出先機関の検査等々を踏まえて、適正に使われていくように指導していきたいというふうに思っております。

○高橋委員 せっかく県民が納めた税金でありますし、県民が潤うような使い方をぜひ指導していただきたい。私がたまたまお見受けした団体は、意図的に土佐のものを買ったんじゃないかと、お世話になった森林組合に、依頼した森林組合がそういう取引があるみたいで、私も森林組合は整理つかないのかなと思ながらお話をしたところでした。税収も伸びは右肩上がりできないと思うので、使い方も工夫していただければいいかなと思いますので、よろしく願います。

○十屋委員長 ほかにありませんか。

○福田委員 林業公社の財務諸表の作り方の関係ですが、貸借対照表の説明を受けると、この表からはそんなに危機感というのは出てこないんですね。表面上の数字を説明なしで見ただけの場合には。以前にも私、特別委員会でお話をしたんですが、現状は現状として、貸借対照表や財務諸表に出てくる数字は、やはりお互いが危機感を共有するために民間のビジネスで使っている手法を取り入れるべきではないかと。その辺には森林勘定の表示の仕方の工夫があるのかなというふうに考えるんですが、しかし、だれしも数字はきれいにつくりたいというのは、私も自分でいろんな組織の財務諸表をつくってみてわかります。わかりますが、やはり危機感がなくなってくるのではないかという気持ちがあるんです。以前そういうお話をしたことがある

んですが、これは、一つの国が示した財務諸表の林業公社の作り方としてもこれでもなくてはいけなくなっているんですか。どうですか。

○河野森林整備課長 現状では、この財務諸表、森林勘定の考え方といたしますか、取り扱いについては、国が示したもので全国統一して森林整備法人が使われている諸表のあらわし方になっております。以上です。

○福田委員 国が示したことがすべて正解とは思いませんが、やはり今の時代ですから、現状がよくわかる財務諸表、貸借対照表等をつくる必要があるんじゃないかなと。何もそれをごまかしているというんじゃないんですよ。僕らが見た場合にこれは非常に立派な数字なんですよ。ところが、実際説明を受けると、そういう問題があるということで、内容はみんな知っていますから、わかるんですが、その辺は将来国当局とも、お互いにこういう難しい問題、厳しい数字というのは覆いたくなる心境になるんですが、やはり危機感を共有するためにはぜひ民間の、財務諸表はもともと民間のビジネスで使っておったやつですが、公的なこういう団体にも入ってきておるんですが、検討してみてもらいたいなという気がいたしております。これは要望でございます。

○権藤委員 ここで比較されておるのが、例えば78ページに収支予算書があるんですが、これで見ますと、ことしの予算というのは、今の福田委員と同じような考え方でこの表の読み方なんですが、1億600万円余の赤字が出ますよという表示なのかどうかというところ。端的な理解ではいかんかもしれませんが、ちょっと御説明をいただきたい。

○河野森林整備課長 22年度は経営計画に沿って187ヘクタールの伐採を予定していますけれど

も、先ほど申し上げましたとおり、昨年が木材価格が極めて悪い、史上最低の価格でございました。22年度の収支につきましても、その最低の部分で試算をしております、最悪のケースで試算をしたということでございます、1億600万円ほどの赤字になるということです。

○十屋委員長 議案、報告事項はよろしいでしょうか。

○福田循環社会推進課長 先ほど権藤委員から、将来、民事訴訟の損害賠償額がどのように取り扱われるかという御質問がありましたけれども、最終的には、損害賠償で得た金額は、先ほど言いました資産等に上乘せされるものではなくて、なにがしかの現金収入といたしますか、そういう形で財務諸表の中には上がってくるのではないかというふうに思われます。

○権藤委員 例えば追加投資が15億8,000万ありましたね。そういうものの設備的な部分、それから塩処理システム云々とかいろいろありましたが、そういうもの等で、例えば運搬に費用がかかったとか、市の下水道に入れるのに費用がかかったとか、そういう部分が複合されて15億8,000万じゃないかなと思うんです。あと、追加勘定として5億なにがしかの建設仮勘定があったり、そういうものが追加的に支出をされる。設備面の部分と経費的な部分と合わせて15億8,000万であれば、設備的なものについては、どこかの時点で、前の設備が全然だめだったといたら、それをゼロにして新しく加えた設備が機能するのであれば、そういう機能面での資産の評価みたいなのがあってしかるべきかなというふうに思うんです。そこに賠償金が入ってきたら、現金のフロー面だけで済むのかなというところ辺。ここで議論すると時間がかかりますが、以上で。

○十屋委員長 それでは、その他の報告事項に移りたいと思いますが、何かありましたら。

○橋本環境管理課長 1点訂正をさせていただきます。先ほど私が御説明いたしました大気及び水質の測定結果についての訂正でございます。資料の9ページのところで、水質の測定結果につきまして、砒素の基準を超えている5河川7地点について、これにつきましてはすべて飲料水、農業用水への利用はないと、そのような御説明を差し上げたところでございますが、正確には、飲料水への利用はございません。農業用水につきましては、小丸川上流域につきましては利用はされておりましたが、その他につきましては、農業用水の指針に照らし合わせまして、それ以下ということで利用されているところもあるということでございます。大変失礼いたしました。

○十屋委員長 それでは委員の質疑を受けます。

○星原委員 その他の報告事項の中で、この口蹄疫は、どこに原因があってどういう形で伝播しているかちょっとわかりにくい中で、製材工場等への対応ということで、運搬車両の消毒の徹底を依頼してあるということなんですが、県内の今、製材工場としての数はどれぐらいあるんでしょうか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 現在、県内の製材工場は179社ございます。

○星原委員 今、179社ということで依頼してあると。じゃ、本当に車両を確実に消毒しているかどうかの確認とか、そういったものはされているものなんですか。

○小林みやざきスギ活用推進室長 確認という意味では特別なことはしておりませんが、お願いをしておりますので、消毒していただいているものと考えております。

○星原委員 なぜ聞くかといいますと、我々も動けんものですから、確認はとれないんですが、地域の中で、今回都城でも発生したんですが、ある製材工場に県北から丸太を積んできてそこで加工する。製材する中で出るおが粉とかそういうのを発生農場は使っていた。そういう話を聞くと、本当かどうかわからんわけですが、原因としてそういうものもあるんじゃないかと聞かれると、本当に消毒作業なんか徹底して行われているかどうかというところまでいかないと、取り組みと書いてあるんだけど、依頼だけではちょっとまずいんじゃないかと私は思っているものですから、お伺いしているんですが、そういう把握等はあるものなんですか。なされていませんか。

○徳永山村・木材振興課長 お願いするとともに、先ほど179社と言いましたが、そのうちおが粉を生産している業者、いわゆる畜産用として販売している製材業が86社あるわけですが、発生した段階で、とりあえず巡回指導をやるということで、まず、その消毒の徹底を文書でお願いし、直接もし、業界団体にもお願いをいたしました。あと、うちの職員のほうで巡回指導に主なところは行きまして、確かにそこに消毒がしてあるかどうか等の確認もいたしますし、さらに、消毒ポイントを必ず通ってくださいというお願いもいたしまして、工場内に入るときにはその証明書を必ず確認するというふうには、今の段階では徹底されているというふうに私は認識しております。

○星原委員 この2番に関係してくると思うんですが、実は、児湯郡内の製材所のおがくずが私どもの都城のほうに入ってきているような話もあるわけです。というのは、向こうで使えないから余り過ぎて、多くなって処理に困る部分

と、経営的な面でどこかに販売しないと収入がないという面もあるのかなと感じて、そういう意味で持ち込みがあるんじゃないかという話が出ていたのですが、私どもでは確認がなかなかできないんです。だから、おが粉を出している、あるいはどこかに移動しているところあたりの把握をしてもらわないと、地域の中でいろんな話があったとき、もし域外に出るときはこういう形で報告義務をさせていますよ、あるいはこういうことでなされていませんよ、そういうことはありませんよとか、そういうことが言えるような体制がないと、農家の皆さん方は、どこどこに持ち込まれたとか、そののを使っているとか聞かれてくるんだけど、我々はその辺について、いや、大丈夫です、域外には出ないようにちゃんと指導してありますとか、ストックするようにしてありますとか、経営面についてもちゃんとしたフォローがされているのでそういう心配は要りませんよと、そういったものがなされてこないと、疑心暗鬼になっていろんな風評が飛び交っているんです。だから、こういう取り組みということまで上げていっちゃるなら、扱っている会社が86社ということであれば、そこから毎日生産されたものはどれぐらいあって、ちゃんとストックがなされている状況なのか。どこかに運べば、運んだ状況がどれぐらいのトン数で運ばれているのか。そういったものが、86社ぐらいだったら、移動の範囲の中の部分と範囲外の部分あたりに分ければ掌握しやすいんじゃないかという感じがするんですが、そういう面での取り組みというのはされていないんですか。

○徳永山村・木材振興課長 おが粉生産には製材工場とおが粉を専門につくる業者、2つありまして、その流通としましては、製材業者が直

接農家に持っていく方法、それから、販売業者の人たちが製材工場からおが粉を買って農家に運ぶ方法、農家からそこにとりに来る方法、大体この3つのパターンがあるようでございます。この発生があった段階で、これは西都・児湯地区を中心なんですけど、どういうルートでおが粉が流れているというのは、ある程度聞き取り調査を実施いたしました。児湯の場合はほとんど管内で消化をされています。それだけ畜産農家が多いですので、取引は大体児湯管内でおさまっていると。一部児湯から宮崎地区、佐土原、新富、田野あたりまで行っているのと、日向は養鶏なんですけど、養鶏で行っている部分もありますが、北諸にほんの一部ですけど流れていると。そういうルートは我々なりに把握しながら指導をやっているという状況です。しかし、それも発生してから今はストップしております。ストップしていますが、受け入れてもらえないという現状がありまして、それでだんだんストックがふえてきて、その後をどうしようかという後処理で、先ほど説明しましたように、ストック場所の確保、バイオマス等への利用、埋却地への利用を今進めているという状況であります。都城にも発生いたしましたので、そういう体制は都城で今後整えていきたいと。拡大しないことを祈っているんですけど、その体制を整えていきたいというふうに思っております。以上です。

○星原委員 今の説明で大体理解できましたが、今後、関連する人たちが生活ができなくて厳しい中でそういう問題が発生していくと思うんです。ですから、その辺をちゃんと把握して、フォローの部分ぜひやっていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○十屋委員長 ほかがございせんか。

○権藤委員 5ページの(1)の③で、5月8

日に電話相談を始めたということなんですけど、勉強不足で申しわけないんですけども、融資等について、金利とか、相談があつてどの程度応じたのかというものが、1カ月ぐらい経過していると思うんですが、集約されておれば御説明をお願いしたい。

○小林みやぎきスギ活用推進室長 まず初めに融資制度でございますけれども、こちらは県の制度でございますして、中小企業融資制度の中に口蹄疫緊急対策貸付というものを設けたものでございまして、4月28日から7月31日までを当面予定しているところでございます。対象者につきましては、口蹄疫の影響によりまして、最近1カ月間の売り上げが、それ以前の売り上げに比べまして減少している中小業者等を対象としているところでございまして、融資利率につきましては、1.7%から2.2%ほどということまで極めて低利のものになっております。けさ確認できた段階では、おが粉の関係業者につきましては、3業者ほどがこの融資の対象になっているのではないかなというようなことを聞き取っております。3件で1,800万ほどというようなことを伺っております。以上でございます。

○十屋委員長 ほかがございせんか。

それでは、その他のその他に移ります。

○緒嶋委員 口蹄疫、一日も早く終息してほしいんですけども、先ほどちょっと言いましたけれども、埋却した後、悪臭なんかが現実に苦情として今出ているかどうか、その実態があればちょっと教えていただきたい。

○橋本環境管理課長 多くの牛、豚等を一度に埋却しますので、私ども、悪臭につきましては大変心配をしておりましたところでございます。悪臭等が出ているというそのような話も聞きましたので、まず、6月4日に私が新富町の現地

のほうに出向いたところでございます。4カ所ほど見させていただきまして、その中でやはりおいが何カ所かしたところでございます。新富町におきましては、それに対しまして、石灰等をまいた後、土等をかぶせるというような形で対応されているところでございます。その後、翌週でございますけれども、6月7日から8日にかけて、悪臭の専門家の方に東京のほうからおいでいただきまして、川南町でございますが、現地の調査をしていただきました。やはり悪臭がするというので、先ほどお話にも出ておりましたけれども、体液が出てくると。それが腐敗したにおいということのようでございますが、それにつきましては、先ほどお話にもありましたとおり、おが粉によりましてかなり体液の噴出は抑えられるというような効果も認められるということもございますので、それらによって対応すると。出たものにつきましては石灰をまく。また、その上から土等をかぶせるという形で現在は対応されているところでございます。

○緒嶋委員 恐らく梅雨が明けて気温が上がれば、これは相当私は出てくるんじゃないかと思うんです。そのことを含めて今後は悪臭というか、その悪臭が将来出るだろうということで、埋却場所の選定なんかで近隣の人が反対する一因になっているんじゃないかというふうに私は思うんですけれども、そうなりますと、今後何年間かにわたって悪臭は、当然あれだけの量の牛、豚を埋却するわけだから間違いなく出てくると思うんです。そのことについては、苦情はできるだけないほうがいいんですけれども、その解決については、行政の立場で、どうしたらいいのかというのは、今から専門的な今言われたようなことを含めて検討しておかないと、こ

れは地域環境を守るという意味を含めて大変な問題になるんじゃないかというふうに思いますので、今後のことについては、専門家あるいはそのほか薬剤的なものでも悪臭的なものを除去する方法も恐らくあるだろうと思うんです。そういうことを先手先手でできるだけ打っていかなければ、川南なんかはどこへ行っても埋却場所ばかりという感じですので、大変な問題になるというふうなことも考えられますので、そのあたりを今から十分検討していただきたいというふうに思いますが、そのあたりの今後の検討を始めておるといふ段階ではまだないわけですね。

○橋本環境管理課長 現在出ておりますにおいと申しますのは、先ほど申しましたように体液等のおいというふうに考えられると思います。今後、地中に埋められました死体の腐敗臭というものが次の段階として考えられるところがございますが、これにつきましては、委員おっしゃいましたように、今後専門家の方々から御意見いただきましたりなどいたしまして、あと、農政、福祉保健部などとも協力いたしまして、なるべく早目にその対応策を考えていきたいというふうに思っております。

○緒嶋委員 それともう一つ、今度の口蹄疫は、農業だけではなく、林業、商工業、すべての面にわたって影響が直接・間接に出ているわけです。そういう中で、口蹄疫があれだけ発生したことで環境森林部関係の業界にどれだけ影響が出たのかというのを、それぞれ各部ごとに集積したものを出してこなきゃ、本当の全体の損害というか被害というのは私はわからんと思うんです。これがどれだけ関連業界に影響を与えたかということ。それぞれの部である程度基礎的なものをつかまえながら、国あるいは県等もい

ろいろ今後の課題があるわけですので、そういう努力を、今から準備をしながらそこあたりまで調査をして、この影響の大きさというものを数字であらわす必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、そのあたりの検討は、終息が第一でありますけれども、私はぼつぼつそれあたりもやはり考えていかなきゃいかんんじゃないかと思うんですけど、そのあたりをだれか何か考えがあれば。

○金丸環境森林課長 お話にあっておりますように、終息後の復興と申しますか、いろんな意味でそういった支援が行政側から必要になってくると思っています。私ども環境森林部としましては、お話にありました、まず埋却地における環境対策、これがやはり一番ではないかと現時点ではそう考えておまして、内部ではプロジェクトチームをつくりまして、化学の職員とかそういった専門的な職員を中心につくりまして、農政水産部あるいは専門の方々といろんな意見交換等もしております。

また、今、緒嶋委員から御指摘のありましたような対策につきましては、おっしゃいましたように、今は何とか終息をさせることを優先的に考えておりますが、今後、各部とも連携を図りながらそういった作業も必要になってくるというふうに考えております。

○緒嶋委員 今言われたとおり、終息を急ぐというのが絶対でありますけれども、将来的なことも含めた部としてのあるべき考え方というのはできるだけまとめて努力していただきたいというふうに要望しておきます。

○星原委員 今、悪臭の問題とか出たんですが、おがくずを使うということも出ましたね。そういう中で、これは試験してみないとわからないんですが、話を聞いているところでは、木炭と

か竹炭、炭ですね、そういうのがそういう効果を出すんじゃないかということで竹炭を持ってきた方がいらっしゃるんですが、消臭の部分での研究というか試験的なものはなされたことはないのでしょうか。

○徳永山村・木材振興課長 実は、試験的には北海道での実績がありまして、あそこでは炭を使って最終的なにおい対策をやったということがあります。相当効果があったということを知っております。炭については、においを消すというよりは、先ほど言いましたにおいを吸着して体の中に持ってそれを離さないという役目がありますので、今後のにおい対策についてはそれも一つの方法じゃないかと考えておるところです。

○星原委員 それともう一点、ここにわなで追い払いというので、実は先週、全然関係ない私の地域なんですけど、多分このわなでとったやつじゃないかと思うんですが、とったときには報告するようになっているかどうかわからないんですが、皮と内臓だけを袋に入れて放置してあったんですね、ある方の水路に。そういうので慌てて調査したみたいなんですけど、多分この時期だと、わなとかそういうのでとらんとそういうことはできないというふうに思うんです。だから、こうやって許可しているなら、この時期のはどの地域で、シカならシカを、イノシシならイノシシを何頭駆除したとかそういう把握が、通常はなされてなくてもいいんですが、こういう時期ですから、そういう報告はするようになっているのでしょうか。地域がちょっと騒いだ時期があったものですから。

○森自然環境課長 委員おっしゃるような報告は私どものほうに入ってきておまして、事前に市町村にお願いしているのは、制限区域内で

有害捕獲したものにつきましては、その場で差し止めをしてすぐ埋却処分をするようにと。こういう時期なものですから、なおさらそういうほうを徹底しようということで考えております。数量につきましては、有害捕獲した数量というのは必ず定期的に市町村が把握していることになっておりますので、我々もそれをまとめて集計するというようなことになっております。

それから、補足をさせていただきます。先ほど緒嶋委員のほうから御質問がありましたときに、8件の検体をとりまして6件を動物衛生研究所に送付したというふうに申し上げましたけれども、残りの2件につきましては、家畜保健衛生所のほうを送付する必要がないというふうに認めたものでございまして、すべて陰性であるということをお報告させていただきます。

○徳重委員 児湯地区におが粉の専門業者がいらっしゃるんじゃないかと思うんです。おが粉専門の販売業者というのは何社ぐらいいらっしゃるものですか。

○徳永山村・木材振興課長 今、全県下でおが粉専門というのは調べていないんですが、児湯につきましては4社か5社、うちのほうで把握しているところは4社。そこはおが粉だけをつくっている業者です。敷料として専門に。

○徳重委員 結局その業者さんは仕事がなくなると、ほとんどなくなると言っても過言ではないと思うんです。どういう対応を考えていらっしゃるんですか。

○徳永山村・木材振興課長 これから畜産が再開できるかどうかの話もあるんですが、うちとしましては、敷料を目的につくっておりますので、先ほど言いましたように、バイオマス関係、ペレットとか乾燥用のボイラー等への利用を促進していく必要があるかなと思っております。

それでも主力は畜産の敷料になると思いますが、それ以外の活用、いろんな分野の活用を今後検討していきたい、研究していきたいというふうに考えております。

○徳重委員 その業者さんに対する補償というんですか、家畜がおるがゆえに仕事がずっとあつてきたわけですね。家畜を国の命令によって淘汰するわけですから、当然ある程度の補償というのはあるべきだと思いますが、どんな状況なんでしょうか。

○徳永山村・木材振興課長 おが粉製造業者だけでなく、ほかの分野のいろんな産業でも同じような状況が起きておるんだろうと思いますので、おが粉だけどうかするということは今ちょっと頭にはないんですが、その辺は今後全庁的に検討していくことかなというふうに理解しております。

○徳重委員 先ほど来悪臭の問題も出ておりますが、30万頭近くの牛、豚を埋却するわけですから、面積にしたら50町、60町と言われておりますね。すごい面積に埋却されるわけですが、当然、地下水汚染というのも考えておかなければ大変なことになるんじゃないかという気がするんですが、地下水汚染についての考え方についてお伺いしておきたいと思います。

○橋本環境管理課長 委員おっしゃいますように、確かに地下水につきましては心配されるところでございます。地下水につきましては、現在、埋却地の周囲4カ所、埋却地を取り囲む4カ所につきまして、まず、埋却前に地下水の採水検査をやるということで関係の市町にお願いをしてやっていたいただいているところでございます。今後は、定期的に3カ月なり4カ月に1回程度採水検査をしていくということで、地下水の状態を把握していきたいというふうに考えて

おります。

○榎藤委員 3カ月、4カ月ごとにずっとやっていかれる。何年ぐらい予定されていますか。これが腐って地下水に流れていくというような形になると思うんですが、私は何年かやっぱり続くだろうと思うんですね。どういう考え方でですか。

○橋本環境管理課長 埋却地につきましては、家畜伝染病予防法におきまして、3年間は掘削をしてはいけないということになっております。そのため、3年間は埋却したままの状態が維持されるということですから、少なくとも3年間は採水をして測定していくということになるかと思いますが、その後につきましては、今後どこまで採水をしていくのか。3年間やった上で、少しずつ採水のポイントを絞っていった長期的な把握をしていくことになるかというふうに今のところは考えているところでございます。目安につきましては、3年間以上どれくらいになるか今のところはわかりません。

○徳重委員 農家の牛舎なり豚舎の近くに、自分の土地に埋めなさいということが基本的にあるかと思うんです。そうなってきますと、場所というのが、どこでもいいのかというようなことになるんじゃないかと、こういう気がしてならないわけです。そうなりますと、これからもまだ相当埋めなきゃならないという状況の中で、私は、ある程度行政が、特措法もできたことですから、やはり国が行政と一緒にあって早くそういった場所の選定を基本的に考えていかなければ、農家の土地をと、あるいはその隣接地をとというようなことにしてしまうと、これはまた大変なことになると。ずっと周りの人が苦しまなきゃならないということになるんじゃないかと、こう思うんですね。どうお考えですか。

埋却地の選定。

○十屋委員長 埋却地に関しては、環境森林部ではなくて農政サイドで後ほどまた御質問いただけるとありがたいと思います。

○徳重委員 今申し上げますとおり、将来にわたって汚水あるいはそういった検査についてはずっと続けていかなきゃいけないんじゃないかと、こう考えますので、そこ辺は十分検討をいただきたいと要望しておきます。

○橋本環境管理課長 委員のおっしゃるとおり、測定の結果を見まして、今後また十分に慎重に測定を続けていきたいと思っております。

それから、1点御報告でございますが、先ごろ都農町におきまして埋却地近くの井戸が濁ったという報告がございまして、それにつきましては、農政、環境、関係の町と一緒に現地に向きまして採水検査をしたところでございます。恐れておりました埋却による影響ということではございませんで、実はその埋却地の近くで穴を掘ったと。それによって泥水等が出たということがどうもその原因ではないかということがわかりました。そのように、何か異状なこと、心配なことが起こりました場合には、迅速に対応していきたいというふうに考えております。

○高橋委員 悪臭問題をいろいろと議論されているわけですが、埋却のときに炭を入れたという報告は聞いているんです。私たち、5月29日に副知事に要請したときには、加えてEM菌を活用したらどうかということも要望して、検討したいということでありましたが、環境対策のところでそういう議論なんかはされているんでしょうか。

○橋本環境管理課長 EM菌につきましては、実は新富町におきましてEM菌を埋却地にまいていると、今そのようなことをされているとい

うふうに伺っております。そのEM菌の作用であるのかどうか、それは定かではないということですが、かなり悪臭は抑えられているというふうに伺っているところでございます。ですから、EM菌等につきましても、悪臭対策の一つとして今のところ有効である可能性があるということかと存じます。

○高橋委員 午後の農政水産部との議論にもなるんですが、今回新規事業で埋却用地確保支援事業というのがあって、埋却用地を確保した農家に対して地代及び環境対策経費相当額を交付ということになっているんです。ところがこの前議論になったように、これは農家に環境対策をしろということですよ。とてもじゃないこれは無理な話なんですよ。環境対策面では、環境森林部のほうが農政にいろいろと進言しながら、お金はもちろんやって、公が環境対策までやってあげないと、この事業の中身を見る限りでは、農家はこれ以上負担はできないがなという思いがするところですが、その見解をしっかりと持ったものをお答えいただけないでしょうか。今後環境対策をどうするんだというやつを。

○金丸環境森林課長 埋却地の選定あるいは実際の埋却作業につきましては、これまで農政水産部が中心となってやってきました。かなりの埋却が進みまして、今後も埋却場所がふえていきますが、今出ております悪臭問題あるいは地下水問題、こういったものについて、私ども環境森林部の所管でございますので、私たちの出番がやってきたという認識は持っております。そのような認識のもとに、先ほども申し上げましたが、内部でチームをつくりまして、関係団体あるいは農政水産部との協議をしております。

その予算のお話がありました。この予算面がどうなるのかというのは私どもも今定かではあ

りません。また、県と市町村の関係をどうしていくのかということもございます。現実に埋却をしている場所におけるいろんな監視活動については、市町村がかなりやっけていただいているというふうに聞いております。そういったことも含めまして、関係者が情報を共有しながら、意見交換をしていきながら、できるだけ地元の皆様によりよい環境を与えてまいりたいというふうに考えております。

○高橋委員 最後にしますが、おっしゃったように環境対策がこれから大事になってくるわけで、72ヘクタールですよ、対象面積が。ある意味、もうこれ以上農家に負担はかけられないと思うんです。今後は行政がしっかり責任を持って環境対策をやるという決意をぜひ、今言われたとおりでと思うので頑張ってくださいと思います。

○十屋委員長 それでは、以上をもって環境森林部を終了いたします。執行部の皆様にはお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後0時58分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました報告事項等の説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明がすべて終了した後にお願いをいたします。

○河野副知事 副知事の河野でございます。5月26日付の人事異動の発令に伴いまして、私が農政水産部長の事務を取り扱いますとともに、永山総合政策課長が農政水産部参事兼務となりましたので、本日より環境農林水産常任委員会に出席をいたしております。一方、本日、出席を予定しておりました戸高農業改良対策監及び

紺家畜産試験場長につきましては、現場での口蹄疫対策に従事しておりますので、まことに申しわけございませんが、欠席をさせていただいております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、資料の説明に入ります前に、口蹄疫対策の現状について説明を申し上げます。

今月4日にえびの市の制限区域が解除となりまして、早期終息に向けて全力で児湯地域の防疫対策に取り組んでいた矢先でございましたが、9日は都城市、翌10日は日向市、宮崎市など、これまで未発生の地域において疑似患畜が確認をされました。ワクチン接種対象地域を越えての発生ということではありますが、発生後、直ちに地元を中心に、殺処分の迅速化や消毒の徹底など素早い防疫措置に取り組み、それぞれ翌日には埋却を終えているところでございます。また、昨夜11時に西都市でまた引き続き事案が発生をしたわけでございますが、人繰りの関係で岩崎家畜防疫対策監がみずから参りまして、昨夜のうちに殺処分を行いまして、この午前中から埋却作業に取りかかっております。それぞれ発生と同時に迅速な処理に取り組んでいるということでございます。

一昨日、政府の口蹄疫対策本部長であります菅総理大臣に対しまして知事より、口蹄疫に要する費用につきましては国で全額負担していただくよう強く要望しますとともに、本県産業の早期復興に向けた支援につきましても重ねて要望したところ、総理からは、「国家的な危機との認識のもと全力で対応する」という心強いお言葉をいただいたところであります。県といたしましては、国や市町村など関係機関・団体と連携を図りながら、早期終息に向けた防疫対策の徹底に取り組んでまいりますので、委員の皆様

におかれましてもなお一層の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

後ほど、口蹄疫に関しましては、畜産課長より詳細につきまして説明をさせていただきます。

それでは、お手元の環境農林水産常任委員会資料を1枚開いていただきまして、左側の説明項目をごらんいただきたいと思っております。私より、本日御説明申し上げる内容のアウトラインを説明させていただきます。

本日、農政水産部からは、Ⅰの議会提出議案3件、Ⅱの議会提出報告2件、Ⅲの委員会報告事項として2つの項目を予定しております。

右側の1ページをごらんください。議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）」についてであります。今回の補正は、口蹄疫に関する緊急対策に伴う補正であります。ワクチン接種など、国の新たな防疫対策の実施に伴い必要となる経費などをお願いするものであります。補正額につきましては、平成22年度歳出予算課別集計表の中ほどの列でございますが、一般会計の合計の欄にありますように、426億2,153万円の増額補正をお願いしております。この結果、補正後の予算額は、その右隣の欄にあります。一般会計で887億8,562万9,000円となっております。特別会計を合わせました農政水産部全体の補正後の予算額は、一番下の欄にありますとおり、892億2,174万円となります。詳細につきましては、後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

次に、12ページをお願いいたします。12ページは、議案第5号「宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例」についてであります。これは平成18年度から実施されておりました国の事業が、今年度から単年度ごとの交付金に変更されることになりまして、基金設置の必要が

なくなったため廃止するものであります。後ほど水産政策課長から内容につきまして説明をさせていただきます。

次に、13ページでございますが、専決処分の承認を求めることについてであります。まず、報告第2号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」の専決報告であります。これは口蹄疫に関する緊急対策に伴いまして、4月28日に専決により7億4,207万7,000円の増額補正を行ったものであります。補正の内容でございますが、防疫対策や資金融資に対する利子補給などの経費を措置したものであります。

14ページをお願いします。14ページは、報告第3号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）」の専決報告であります。これにつきましても、口蹄疫に関する緊急対策に伴い、5月12日に専決により2億964万6,000円の増額補正を行ったものであります。補正の内容でございますが、畜産農家の当面の生活資金に係る無利子融資制度の新設や、家畜の出荷遅延対策などの経費を措置したものであります。

次に、議会提出報告についてであります。15ページをお願いいたします。21年度宮崎県繰越明許費繰越計算書についてであります。これは、21年度に議会において御承認をいただきました繰り越し事業につきまして繰越額が確定しましたので、御報告を行うものであります。表の一番下に記載しておりますとおり、農政水産部全体では、20の事業で繰越額は65億3,299万3,000円となっております。繰り越し事業の執行につきましては、関係機関との連携を図りまして早期完了に努めてまいります。

16ページをお願いいたします。ここから19ページにかけては、県が出資をしております農政水産部所管の2法人、社団法人宮崎県農業振興

公社と財団法人宮崎県内水面振興センターの経営状況を記載しております。内容は後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

以上が議会提出報告であります。

次に、20ページをお願いいたします。委員会報告事項でございますが、指定管理者制度の第二期指定と口蹄疫の発生状況等について後ほど関係課長から説明をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○上杉農政企画課長 それでは、一般会計補正予算につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の常任委員会資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

みやざきの畜産再生・再スタート支援事業についてでございます。

まず、1の事業の目的でございますが、今般の口蹄疫の発生に伴い、農家の生産意欲の減退や風評被害の拡大が懸念されているところでございます。このため、本事業においては、畜産物の販売・PR対策などを強化いたしまして、早急にそのイメージアップや販路の維持・回復を図ることを目的としております。

次に、2番目の事業の概要についてでございます。予算額は5,074万円、事業期間は平成22年度のみで、事業主体は、県とJA宮崎経済連で構成しておりますみやざきブランド推進本部としております。

事業の具体的な内容につきましては、次の3ページでございますけれども、フロー図をご覧くださいと思います。フロー図の中ほどの四角い囲みでございますように、生産者対策といたしまして「畜産産地再生支援事業」、流通販売者対策といたしまして「みやざきの畜産物取

引再生支援事業」、さらに、消費者対策といたしまして「みやぎきの畜産物販売回復支援事業」の3つを柱立てしておるところでございます。

まず順番に、左側の産地再生支援事業におきましては、再生・再スタートに向けた決起大会や消費拡大イベント、防疫対策研修会を開催することとしております。次に真ん中の取引再生支援事業におきましては、大都市圏の重点取引先を対象としたトップセールスを行い、継続的な取引を要請することとしております。さらに右側の販売回復支援事業におきましては、メディアを活用した口蹄疫終息宣言の告知や宮崎牛指定店などでのキャンペーン展開を行うこととしております。これらの取り組みによりまして、農家の生産意欲の回復や本県畜産物の安定取引の推進、信頼性向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○山内連携推進室長 口蹄疫埋却地確保緊急対策事業について御説明申し上げます。

お手元の常任委員会資料の4ページをお願いいたします。

まず、1の事業目的でございますが、口蹄疫発生に伴います埋却地の確保を緊急的に行うため、家畜伝染病予防法及び口蹄疫対策特別措置法に基づき、殺処分しました家畜の埋却地につきまして、県農業振興公社が行う農地保有合理化事業を活用して確保することにより、早急な埋却作業の推進と感染拡大の防止を図るものでございます。

2の事業概要でございますが、(4)にありますように、平成22年度に県農業振興公社が埋却地、農地でございますけれども、これを農地保有合理化事業を活用して買い上げるために必要

な資金を、全国農地保有合理化協会から無利子で融資を受けることに対しまして、県が損失補償を行う場合の債務負担行為を設定するものでございます。対象面積は72ヘクタールを積算してございます。損失補償を行う借り入れの限度額につきましては、(1)にありますように4億6,100万円をお願いするものであります。なお、関係市町におきましては、現在、共同埋却地の確保など、この制度を積極的に活用した埋却地の計画的な確保が進められているところでございます。県、公社一体となってこうした取り組みへの支援を行ってまいりたいと考えております。

地域農業推進課からは以上です。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。資料の5ページをごらんください。

まず、口蹄疫緊急防疫対策事業についてでございます。

5月19日、国の口蹄疫対策本部の新たな防疫対策の決定を受けまして、ワクチン接種による防疫対策に必要な経費につきまして5億円を追加措置したものでございます。

2の事業の概要の(4)の事業内容にありますように、防護服や消毒剤、消石灰等の防疫資材経費といたしまして1億6,630万円、②の重機のリース代や防疫要員等の追加に伴う埋却経費といたしまして3億3,370万円をお願いしております。この結果、下の参考の表に示しておりますように、これまでの対策費と合わせまして総額20億円というふうになってございます。

次に、6ページをお開きください。口蹄疫関連対策といたしまして、新たに、県産稲わら等生産供給体制緊急整備事業をお願いしております。右側の7ページをごらんください。一番上に示しておりますように、本県における稲わら

等の利用量の推計値は9万5,800トンとなっております。その下の現状、平成21年度の欄にありますように、このうち8,500トンが輸入稲わらとなっております。このため、輸入稲わらを100%国産稲わらに転換することを目的に、中ほどにあります稲わら等利用拡大の内訳の欄にありますように、飼料用稲、飼料用米の面積拡大分7,000トン相当と、主食用水稲のうち、すき込み、焼却、敷料等合わせて飼料利用に転換分といたしまして4,300トン、合計1万1,300トンを確保するため、右下にございます補助対象機械・施設の欄に示します収穫調製を行う作業機械及び飼料保管庫の整備を予定しているところでございます。

左側の6ページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですけれども、予算額といたしまして6,295万円、事業期間は平成22年度単年度としております。事業主体といたしまして、営農集団や集落営農組織等を予定しているところでございます。

次に、8ページをお開きください。感染拡大防止緊急対策事業についてでございます。国が新たに定めました口蹄疫対策特別措置法に基づきまして、殺処分を前提としたワクチン接種を行った家畜所有者に対しまして殺処分奨励金等を交付するものでございます。

右側の9ページをごらんください。ワクチン接種から経営再開までの経営支援対策についてでございます。右部分の一番上にありますように、ワクチン接種から処分されるまでの日数に応じまして、その期間の飼料代等を交付することとしております。次に、中ほどのワクチンを接種した牛、豚の処分に対しまして、疑似患者として処分した家畜と同様に、家畜の月齢、血統、能力、品種等をもとに評価した金額を奨励

金として交付することといたしております。さらに、埋却処理対策といたしまして、家畜の所有者みずからが自己所有地等へ埋却を行った場合、埋却頭数に応じて一定額を支払うこととしております。なお、このような事例につきましては全頭数の1割程度というふうに見込んでおります。

左側の8ページに戻っていただきまして、2の事業概要の(4)事業内容についてでございます。①殺処分対策に係る奨励金といたしまして325億円、②埋却処理対策に係る分として4億200万円、③飼養管理費に係る分として2億2,400万円、総額35億2,600万円を計上いたしております。

次に、10ページをお開きください。埋却用地確保支援事業でございます。家畜伝染病予防法及び口蹄疫対策特別措置法に基づき殺処分をした家畜の埋却用地を確保した農家等に対しまして一定額を助成し、埋却用地の円滑な確保を図るものでございます。

2の事業の概要ですが、埋却地につきましては、埋却後3年間は家畜伝染病予防法により立入禁止となるため、1ヘクタール当たりの地代相当額として年間16万円、適切な保全管理に要する環境対策費といたしまして年間6万円を交付することとしております。72ヘクタール分、1,584万円を計上しております。事業期間は平成22年度から26年度の5年間となっております。

最後に、右側11ページをごらんください。早期出荷促進対策事業についてであります。口蹄疫対策特別措置法に基づきまして、搬出制限区域で実施する家畜の早期出荷に伴う価値の低減分を助成し、蔓延防止の観点から緩衝帯の形成を促進するものでございます。

2の事業概要の(4)の事業内容にありますように、①の枝肉価格の低減等に対する補てんでは、搬出制限区域内の家畜頭数を牛で1万4,000頭、豚で1万5,000頭として、畜種ごとに国が現時点で示しております単価を乗じて61億6,600万円を計上しております。②の保管調整費への助成につきましては、出荷された食肉処理場における食肉の保管調整費として、輸送保管料、冷凍庫借料として5億円を計上しております。なお、この早期出荷対策につきましては、国の事業であります消費安全対策交付金を活用する予定でございますが、現在、交付単価や交付方法等詳細が国において協議されておるといふ段階でありまして、具体的な支援状況は明らかになっていないところでございます。

畜産課は以上でございます。

○鹿田水産政策課長 水産政策課でございます。お手元の常任委員会資料の12ページをお開きください。議案第5号「宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例」につきまして御説明させていただきます。

当議案は、1の廃止の理由にありますとおり、宮崎県離島漁業再生支援基金の廃止に伴い、不要となります宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止するため、宮崎県離島漁業再生支援基金条例を廃止する条例の制定を行うものでございます。

この基金ですが、延岡市の島浦町における離島漁業再生支援交付金事業を実施するに当たりまして、国から交付される交付金の受け入れのために設置されたものでございます。しかしながら、今年度から当事業が基金方式から単年度交付金方式に変更されたことから、その必要性が失われたものであります。なお、当基金につきましては、21年度末までにすべて事業費とし

て取り崩しておりまして、残額はゼロとなっております。なお、施行期日は公布の日としております。以上でございます。

○山内連携推進室長 続きまして、社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況について御報告を申し上げます。

常任委員会資料の16ページをお開きください。まず、1の公社の沿革並びに2の組織につきましては記載のとおりでございますが、3の出資金等につきましては、(1)にありますように、県が3分の1を出資いたしました出資金6,000万円と農地の事業基金の総額3億3,700万円、さらに(3)でございますけれども、農業後継者育成基金協会との統合により引き継ぎました農業担い手確保育成基金9億6,950万円の基金であります。

次に、17ページの4の事業についてであります。公社の事業は大きく4部門から成っております。

まず、(1)の農地部門は、規模を縮小する農家等の農用地等を一たん公社が中間保有し、認定農業者等に利用集積する農地保有合理化事業を核にいたしまして、農地の面的集積とか耕作放棄地の再生整備を実施しております。

(2)の担い手部門は、農業担い手確保育成基金の運用益と国・県の補助事業等を活用いたしまして、就農希望者への相談活動や研修事業、認定就農者の技術習得に必要な資金を無利子で貸し付ける事業を実施しております。

(3)の畜産施設部門は、畜産担い手育成総合整備事業の事業指定機関といたしまして、草地・飼料畑等の造成整備や、家畜ふん尿処理施設、畜舎等の施設整備などを実施しております。

(4)の新農業支援部門につきましては、多様な農商工連携の取り組みを進めるため、昨年

度新たに設けた部門でありまして、農業法人等が取り組みます農商工連携活動のコーディネーターなどを行っております。

また、参考にありますように、(1)の長期保有地につきましては、農地保有合理化事業で買入れたものの売り渡すことができていない公社保有農地でございます。ピーク時の昭和63年度には56ヘクタールほどございましたが、21年度末の保有量は0.8ヘクタールとなっております。

次に、(2)の一般正味財産期末残高につきましては、平成21年度の当期一般正味財産増減額が1,400万円余の黒字であったことから、1億1,700万円余に増加しております。

それでは、公社の平成21年度事業報告及び平成22年度事業計画につきまして御説明申し上げたいと思います。

お手元の「平成22年6月定例県議会提出報告書」をお願いいたします。ページは129ページあります。1の事業概要は、ただいまの説明と重複いたしますので省略いたします。2の事業実績につきましては、農地の買い入れが計画よりも少なかったものの、(2)の担い手支援部門関係事業、(3)の畜産施設部門関係事業、さらに、次の130ページの新農業支援部門関係事業など各事業につきましては、おおむね計画に沿った実績となっております。

次に、131ページをごらんください。3の貸借対照表(1)の総括表でございます。表の右端の中ほどの資産合計は39億1,936万円余で、その3つ下の負債合計は24億1,249万円余となったことから、正味財産合計は15億686万円余となっております。

132ページをお開きください。(2)一般会計でございます。I、資産の部の1の流動資産合

計は、中間保有しております用地が中心で17億6,842万円余、2の固定資産とあわせまして、一番下の資産合計は28億2,599万円余でございます。

133ページをごらんください。IIの負債の部の1、流動負債は、畜産施設等整備などの工事が年度末までかかりましたことから、3月末時点で未払いであったもので、合計は9億4,131万円余となっております。2の固定負債は、農地の買い入れ経費や退職給付引当金などで、合計は13億8,079万円余となっていることから、その下の負債合計は23億2,211万円余となっております。この結果、当期の一般会計の収支をあらわします表右側、下から2番目の正味財産合計の増減は2,067万円余のプラスとなっております。

134ページをお開きください。(3)就農支援資金貸付事業特別会計でございます。I、資産の部の主なものは、(2)その他固定資産で、認定就農者研修資金貸付金7,394万円余でございます。II、負債の部の主なものは、2の固定負債の資金貸し付けの原資となります長期借入金9,011万円余で、当期の収支をあらわします表右側、下から2番目の正味財産合計の増減は200万円余のマイナスとなっております。

135ページをごらんください。(4)基金事業特別会計でございます。I、資産の部の主なものは、中ほどの(1)特定資産の農業担い手確保育成基金で、投資有価証券と定期預金で運用しております。一方、負債の部は、事業未払入金27万円余でありますことから、下から2番目の正味財産合計は10億448万円余となっており、表右側、当期の正味財産合計の増減は1,814万円余のプラスとなっております。

136ページをお開きください。4の正味財産増減計算書(1)総括表でございます。公社事業

活動に関連いたします1、経常増減の部（1）経常収益の計は、右側合計欄の11億8,434万円余でございます。それに対します（2）経常費用の経常費用計は11億7,471万円余で、その下の当期経常増減額は963万円余となっており、これに退職金積み立てなどの2、経常外増減の部を加味いたしました当期一般正味財産増減額は1,454万円余となっております。また、出資金や基金等のⅡ、指定正味財産増減額は、下から4行目の右端にありますように2,227万円余のプラスとなっております。

平成21年度の事業報告は以上であります。

続きまして、ページが飛びますけれども、143ページをお開きください。平成22年度の事業計画書につきましては記載のとおりでございますけれども、公社は、昭和35年の発足以来、時代が求める農政サービスを担う組織といたしまして、農地等担い手の支援に取り組んでまいったところでございます。平成22年度は、昨年12月に施行されました新たな農地制度改革の普及定着にあわせた農地の集積とか耕作放棄地の再生整備、さらには担い手対策や農商工連携を総合的に支援する機関として活動を強化していくこととしております。

次に、144ページの3の収支予算書であります。収支は、（1）の総括表、右端の合計欄の下から3行目の当期収支差額は、3,529万円余のマイナスとなっております。

なお、145ページから148ページにつきましては、会計別の収支予算書となっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、社団法人宮崎県農業振興公社の経営状況についての報告を終わります。

○鹿田水産政策課長 水産政策課でございます。財団法人宮崎県内水面振興センターの平成21年

度事業報告並びに平成22年度の事業計画について御説明いたします。

常任委員会資料の18ページをごらんください。センターの概要でございますが、1の沿革、2の組織につきましては、記載のとおりになっております。3の出捐金でございますが、基本財産3,000万円のうち1,500万円を県が、残りを市町村、社団法人シラスウナギ協議会、内水面漁業協同組合連合会、各内水面漁協が出捐しております。

次に、19ページの下を表をごらんください。

（1）に、センターの主な事業の一つでありますウナギ種苗の供給実績の推移をお示ししております。平成21年度の供給量ですが、148キログラムと、不漁となりました平成16年度及び平成19年度を下回る数量となっております。

次に、その下の（2）の表ですが、センターの設立当初、暴力団等の排除のために予想外の経費を要し、多額の債務が生じたために、平成11年度から、事業の効率化や役職員の削減によります経費の節減等の経営改善に取り組んでまいりました。その結果、ピーク時には5億円を超えておりました正味財産赤字額ですけれども、平成21年度末には1,200万円にまで削減されております。

それでは、「平成22年度6月定例県議会提出報告書」の149ページをお願いいたします。

2の事業実績から御説明させていただきます。まず、（1）内水面の増養殖用種苗の採捕・供給等に関する事業についてでございます。これは、大淀川及び一ツ瀬川におきましてウナギ種苗の採捕を行い、県内養鰻業者に供給する事業でございます。平成21年度のセンターのウナギ種苗採捕量は148キログラム、採捕収入は7,655万2,000円となっております。（2）内水面にお

ける秩序維持対策に関する事業につきましては、河川の巡回パトロールを実施し、河川環境の監視を行うとともに、密漁情報の収集等を実施したところでございます。(3)内水面におきます水産動植物の違法な採捕及び流通の防止に関する事業については、大淀川と一ツ瀬川及びその周辺の河川等におきまして県が行う取り締まり活動の補助的業務、また、ウナギ稚魚の取り扱いに関する条例に基づきます書類調査等を実施したところでございます。

150ページの(4)内水面における水産動植物の保護培養及び環境保全に関する事業ですが、資源の保護・培養のためにアユやウナギの放流などを実施したところでございます。

続いて151ページをごらんください。3の貸借対照表でございます。まず、Ⅰの資産の部でございます。資産合計は、現金預金の流動資産1,208万円余と基本財産等の固定資産1億4,600万円余の合計で、表の中ほどより下になりますけれども、1億5,809万円余となっております。次に、Ⅱの負債の部でございます。負債合計は、県信用漁業協同組合連合会からの短期借入金等の流動負債1億5,460万円余と退職給付引当金1,562万円余の合計で、表の一番下になりますが、1億7,023万円余となっております。

次に、152ページのⅢの正味財産の部でございます。ただいま御説明いたしました資産合計から負債合計を引いた正味財産の合計額が、下から2行目になりますが、マイナス1,214万円余となっております。以上の結果、負債及び正味財産合計額は、資産合計と同額の1億5,809万円余となっております。

続きまして、153ページの4の正味財産増減計算書について御説明いたします。

まず、一般正味財産増減の部でございます。

1の経常増減の部でございますが、(1)の経常収支の合計額は、表の中ほどにありますように1億6,647万円余となりまして、その内訳の主なものは、種苗販売事業収益、県からの受け取り補助金、同じく県からの受託金収益となっております。(2)の経常費用としましては、ウナギ種苗採捕事業等の各種事業に係る事業費が1億2,189万円余、次のページになりますが、センターの運営に係るその他の管理経費であります管理費が*3,805万円余となります。その合計額ですけれども、表の下のほうにありますように1億5,275万円余となっております。この結果、当期経常増減額は1,372万円余となっております。

続いて、2の経常外増減の部でございます。経常外収益につきましては、シラスウナギ協議会からの債権放棄による400万円となっております。その他経常外費用はございませんので、当期経常外増減額は、次のページの中ほどより上になりますが、400万円となっております。この結果、当期経常増減額と当期経常外増減額を合計しました当期一般正味財産増減額につきましては1,772万円余となり、一般正味財産の期末残高は、前年の期末残高に当期の増減を加え、マイナス9,214万円余となっております。

次の指定正味財産増減の部につきましては増減はございませんでしたので、指定正味財産の期末残高は、期首残高と変わらず8,000万円のままとなっております。

一番下の欄になりますけれども、これら期末残高を合わせた正味財産全体の期末残高につきましては、1,214万円余のマイナスとなっております。

156ページの5の財産目録につきましては、説

※37ページ右段に訂正発言有り

明は重複しますので省略させていただきます。

次に、157ページをごらんください。平成22年度の事業計画並びに収支予算書についてでございます。今年度の事業につきましては、養鰻業や内水面漁業の振興を目的としまして、2の事業計画に記載している事業を実施することとしております。

次のページの3の収支予算書についてでございます。Iの事業活動収支の部につきましては、事業活動収入を1億7,821万円余と見込み、事業を実施する計画でございます。事業活動収入の主なものとしましては、中ほどにあります種苗販売事業収入を9,700万円と見込んでおります。また、その下の補助金等収入につきましては、補助金3,289万円、委託料4,359万円余の合計7,648万円余を計上しております。

2の事業活動支出としましては、事業支出の1億2,124万円余と、次のページの上から5行目になりますが、管理費支出の3,461万円余を合わせ、表の下の方にありますとおり、1億5,585万円余の支出を見込んでおります。これらによります事業活動収支差額は2,236万円余となります。

IIの投資活動収支の部につきましては、退職給付引当資産取得支出としまして236万円余を計上しており、次のページ、160ページの上ですけれども、投資活動収支差額はマイナス236万円余となる見込みでございます。

最後に、IIIの財務活動収支の部につきましては、県からの借入金償還の一部としまして、年度末に1億2,300万円を県信用漁連から借り入れることとしております。また、その下にあります借入金返済支出1億4,300万円につきましては、年度当初の県信用漁連への返済に充てるものでございます。これらによります財務活動収

支の差額はマイナス2,000万円となり、これが今年度の債務の圧縮額となります。予備費につきましては計上されておりません。以上でございます。

○上杉農政企画課長 続きまして、委員会報告事項について御説明をさせていただきたいと思っております。お手元の委員会資料の20ページをお開きください。指定管理者制度の第二期指定についてであります。

対象施設につきましては、日南市南郷町にございます宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場のエントランスガーデン及びトロピカルガーデンとなっております。地図で説明いたしますと、上の図が総合農業試験場亜熱帯作物支場の全体図になります。海岸線の国道に面したところにオレンジで「道の駅」なんごうがございしますが、その両側に対象施設がございします。詳しい図面につきましてはページ下のほうにお示ししております。

次のページをごらんいただきたいと思います。2の第一期の管理運営実績についてでございます。まず、(1)の指定管理業務の概要でございますが、施設運営の効率化、県民サービスの向上などを図るために、平成18年4月1日から平成23年3月31日までを期間といたしまして、「道の駅」なんごう管理運営協議会を指定管理者として、②にございしますような敷地内の清掃等の業務を中心に実施してきたところでございます。当該施設の中にある、日南市が設置しております「道の駅」なんごうの指定管理者でもある当該「道の駅」なんごう管理運営協議会により、清掃や樹木の管理が効果的になされているところであり、年間約20万人の方々にご利用されている状況となっております。

次に、3番の第二期の募集方針(案)の概要

についてでございます。業務の範囲につきましては第一期と同様の内容となっておりますが、指定期間につきましては、県のほとんどの指定管理施設と同様、平成23年4月1日から26年3月31日の3年間とし、基準価格につきましては、第一期の管理実態などを十分に検証した結果、年額141万6,000円としたところでございます。

次に、22ページの(5)の資格要件から23ページの(8)のリスク管理、責任分担までにつきましては、第一期と同様になりますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

最後に、4のスケジュールについてでございますけれども、先日6月2日に第1回の選定委員会を開催いたしまして、第二期の募集案について委員の皆様から了解をいただいたところでございます。本日、常任委員会で報告をした後、7月9日から募集を開始しまして、10月中旬に第2回の選定委員会を開催した後に、11月議会にて御審議、議決を経て指定管理者を指定したいと考えております。

説明は以上となります。

○児玉畜産課長 畜産課でございます。委員会資料の24ページをお開きください。宮崎県口蹄疫防疫対策本部における主な取り組み経過等についてでございます。

まず、口蹄疫の発生と殺処分の状況等についてでございますが、別紙の速報6月13日終了分までというのがございますが、これの裏面をごらんいただきたいと思います。口蹄疫発生状況のまとめでございます。6月13日現在の289例目までの状況でございます。処分対象頭数は19万7,718頭で、殺処分頭数が16万7,840頭でございます。進捗率が84.9%となっております。また、1にありますように、これまでの防疫措置終了農場は258農場でございまして、全体に占め

る割合が82.5%となっております。

一方、3にありますように、未殺処分農場が27農場でありまして、2万5,769頭が残っている状況でございます。下のほうにワクチン接種の状況を示しておりますが、ワクチン接種対象頭数が合計で12万5,577頭であり、うち接種済み頭数が12万5,550頭となっております。また、ワクチン接種後、疑似患畜になったものが4万7,527頭ありまして、ワクチンの接種対象の処分頭数が7万8,050頭となります。このことから、一番下にありますように、処分対象の全頭数は27万5,768頭となっております。

そのほか、発生状況の地図等をつけておりますけれども、ごらんいただきたいと思います。

もとに戻っていただきまして資料の24ページをごらんいただきたいと思います。2の対策本部の主な動きでございます。主な項目のみ説明をさせていただきます。

4月20日に第1例が発生いたしまして、県対策本部を設置し、移動制限や搬出制限区域を設定しますとともに、関係各機関への情報提供等を行ったところでございます。

翌21日には、本部長を知事に変更し、第1回県対策本部会議を開催しております。なお、これまで5回の対策本部の開催をしておりますが、毎回、十屋委員長または河野副委員長にも御出席をいただいております。

28日には、えびの市での発生を受けまして、新たな移動制限区域と搬出制限区域を設定しております。

5月17日には、山田農林水産副大臣を本部長といたします国の現地対策本部が県庁内に設置されまして、翌18日には知事が非常事態の宣言を行ったところでございます。

22日からは、新たな防疫対策といたしまして、

移動制限区域内におきましてワクチン接種を開始したところであります。

6月4日には口蹄疫対策特別措置法が公布・施行されております。また、この日、えびの市においては清浄性が確認され、移動制限が解除されたところでもございます。

10日には都城市高崎町で、翌11日には宮崎市、日向市、西都市で疑似患畜が確認され、新たに移動制限区域と搬出制限区域を設定しております。

13日には、西都市尾八重地域において清浄性が確認され、移動制限が解除されております。

続きまして、要望活動等の状況でございます。4月27日に知事と県議会議長が農林水産省への要望を行っております。29日には、来県された山田農林水産副大臣に対しまして要望が行われたところでございます。その後、5月に入りまして、赤松農林水産大臣や原口総務大臣等に対しましても意見交換や要望が行われてきたところでございます。

次に、25ページでございます。6月1日には鳩山総理大臣が来県され、生産者を交えて意見交換会や要望が行われております。さらに12日には菅総理大臣が来県されておりました、関係市町との意見交換や要望がされたところでございます。

次に、4の県議会への報告と予算編成についてでございます。4月26日には全員協議会と環境農林水産常任委員会で1回目の御報告をさせていただいております。その後、口蹄疫関連対策といたしまして、4月、5月に2回の補正予算を専決しております。5月28日には全員協議会で状況報告させていただきまして、同日の臨時議会では81億円余の補正予算を議決いただいたところでございます。また、今議会におきま

しては、426億2,000万円余の補正予算を提案させていただいております。

次に、5の口蹄疫に対する主な防疫対応等についてでございます。①の制限区域が設定されている市町を記載しております。移動制限区域につきましては記載のとおり5市10町でありまして、搬出制限区域については6市8町となっております。次に消毒ポイントの設置状況でございますが、県運営の消毒ポイント33カ所を初め、県全体で240カ所の消毒ポイントが設置されているところでございます。次に、現在の患畜等の手当金の概算払いの状況でございます。申請件数が63件で、申請額が20億6,000万円余となっており、このうち支払い済み件数が39件で、支払い額が14億7,000万円余となっております。④の防疫作業の延べ従事者数でございますが、国や都道府県などの多くの関係機関から動員をいただいております。総合計約8万6,000名というふうになっております。

次に、26ページをお開きください。口蹄疫疑似患畜及びワクチン接種家畜の殺処分等についてでございます。

①には、川南町を中心とした地域の疑似患畜の処分状況を記載しております。この地域の処分対象頭数は約19万7,000頭、処分頭数が16万7,000頭となっており、処分割合が84.8%となっております。次に、同地域のワクチン接種分ではありますが、接種後疑似患畜になったものは除いておりますが、対象頭数が7万8,000頭で、処分頭数は約9,000頭というふうになってございます。

次に、②のえびの市を中心とした地域でございます。4農場の発生により、牛350頭、豚320頭を処分が終了してございまして、清浄性確認調

査を経て6月4日には移動制限を解除したところでございます。

次に、③の都城市を中心とした地域であります。6月9日に高崎町の肥育農家で疑似患畜が発生し、翌日の午後までには殺処分・埋却が終了したところでございます。

次に、(2)の今後の処理計画についてであります。疑似患畜分につきましては、6月20日を目標に処分を進めていく計画であります。また、ワクチン接種分につきましては、日向市は6月12日に処分を終了しておりますが、その他の市町につきましては、6月30日を目標に処分を進めているところでございます。

次に、農場の経営再開までの流れと支援措置についてでございます。まず、①の疑似患畜発生農家につきましては、肉用牛を例にとって説明させていただきます。27ページをごらんください。肉用牛農家の経営再開と支援措置について示しております。

図の中ほどであります。まず、家畜評価額の交付についてであります。口蹄疫の発生が確認され、処分が終了後、家畜評価額の全額が交付されます。交付方法につきましては、資料に記載してありますとおり、家畜の月齢に応じて一定の額を速やかに概算払いすることとしておりまして、最終的には、家畜評価額と概算払い額の差額を精算払いすることとしております。

次に、その下の経営支援互助金についてであります。患畜、疑似患畜として殺処分された農場におきましては、新たな家畜の導入後も直ちには販売収入を得られないことから、再開前に経営支援互助金が交付されることとなります。なお、家畜防疫互助基金の非加入者に対しましては、加入者の2分の1相当額が交付されることとなっております。

資料の26ページに戻っていただきまして、一番下のワクチン接種農家の支援措置についてありますが、これにつきましては、先ほど補正予算の項で説明させていただいたとおりでございますので、省略させていただきます。

次に、28ページをお開きください。口蹄疫対策特別措置法についてでございます。

Iの趣旨にありますように、口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫の蔓延を防止する措置、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を規定したものでございます。

IIの概要にありますように、一般車両等の消毒義務、患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分、死体の焼却または埋却の支援、無利子融資など家畜の生産者等の経営再建等のための措置、このほかにも、法に基づきます口蹄疫に対処するための費用の国による負担などに関することが定められておるところでございます。

IIIの施行期日等ではありますが、公布・施行は平成22年6月4日であります。同法は24年3月31日までの時限立法となっておりますのでございます。

次に、29ページをごらんいただきたいと思っております。口蹄疫に係る国庫及び県単独事業等の一覧を事業名ごとに示しておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

口蹄疫関係の報告につきましては以上であります。

○鹿田水産政策課長 先ほどの内水面振興センターの御報告の中で誤りがありましたので、修正をさせていただきたいと思っております。

議会提出報告書の154ページの上から9行目の管理費でございますが、先ほど3,850万円余と御報告いたしました。正しくはこちらに記載されておりますとおり3,085万円余となります。大

変失礼いたしました。

○児玉畜産課長 先ほどの最後の29ページの口蹄疫対策に係る国庫及び県単独事業の一覧ですが、都城地区分についてはこれには反映してございませんので、その旨を御了解いただきたいと思ひます。

○十屋委員長 執行部の説明が終了いたしました。まず、議案、それから報告事項等について質疑を求めたいと思ひますが、口蹄疫の中かなり絡んできますので、そのあたり整理をしていただいて、その他の報告事項とごっちゃにならないようお願いしたいと思ひます。ちょっと区別がつかないところが出てくるかと思ひますけど、まずはこの説明資料の中からの質疑をお願いしたいと思ひます。

○高橋委員 午前中の環境森林部のときも悪臭問題で議論になったんですけども、10ページの埋却用地確保支援事業で地代と環境対策の経費相当額を交付しますよということになっていますね。先ほどの説明では、地代で16万、保全で6万という説明だったわけですが、保全の6万がどの程度できるのか。午前中の議論では、悪臭対策で農家までその負担が課せられるのかということもあって、行政で全面的にそういう対策をとるべきじゃないかということをお話をしたところなんです。どの程度までこの保全を想定していいのか。御説明を再度お願いしたいと思ひます。

○児玉畜産課長 埋却用地確保対策事業の環境対策といたしまして、木炭とかおがくず等での消臭対策等を5年間助成していくこととなっております。

○高橋委員 今おっしゃった5年間の対応でとめられないところも、土地によって、埋却したところによってやっぱり差があると思ひます。

よ。埋め方にもいろいろとあるんでしょうけれども、悪臭がとめられないところはしっかりと行政でフォローしていくのかどうか、その確認をお願いしたいと思ひます。

○児玉畜産課長 現在も国のほうから専門家を派遣していただきまして、先週ですか、川南町あたりの調査をしていただきまして、悪臭対策等に有効な手法等の検討を行っていただいております。今後とも悪臭対策については対応していかなきやならないだろうというふうにおもっております。

○高橋委員 殺処分と埋却を優先的に今やっているわけですから、悪臭対策はその次ということになるんでしょうけれども、今後のことで大事なこともあるものですから、周辺のいろんな対策等も必要ですので、しっかりそこはやっていただきたいと要望したいと思ひます。

○福田委員 大変大きな金額の対策費を組んでいただいております。生産者段階では、まずはこの数字を見て安心をしておるんじゃないかと思ひます。御労苦に感謝を申し上げたいと思ひますが、まだ全く見通しの立たないことでもありますから、予算の編成等についても随分御苦労があったと考えるわけでもあります。

まず、稲わら関係ですが、これは当然、輸入粗飼料に頼らない畜産ということで大事なことでありまして、緊急整備事業を組んでおられます。この中で比較的簡単にできることと申しますのは、主食用の水稻関係もありますが、すき込みですね。一時は、本県においては、早期水稻地帯が特に主でありましたが、コンバインにカッターを100%セッティングしまして、全部刈り取りと同時に細かくカッティングして水田に放置すると、こういう方式を私自身もやりましたが、作業の利便性からやってまいりまし

た。しかし、こうなりますと非常に粗飼料は貴重でありますから、ぜひこのすき込みを——2万5,000トンございますね、あるいは焼却、こういうものを粗飼料として利用するという方法は、結束機等の切りかえによって案外お金をかけなくて済む問題でありますから、ぜひオール県庁で取り組んでほしいと思います。これが1点。

それから、次、11ページの早期出荷促進対策事業です。新たな発生でまたいろいろ考えが変わってくると考えるわけではありますが、66億円という大きな金額が計上されておるわけです。当然、国の方針からすると、空洞化策としてこれぐらいの金額が要ると考えておりますが、状況が変化してまいりますから、こういう大きい予算等に一つの目標だけで設定をしますと、議会の議決もありますが、非常に動きがしづらいためです。比較的柔軟性を持った予算の対応をしてもらいたい。こういうふうにご考えております。総額ではそう大きくはみ出すことはないと思いますが、いろんな事態が、展開が変わってくると思いますから、その辺に臨機応変に対応してもらおう予算の執行を、議会としてはそういうことを言うのはおかしいんですが、専決もお願いしているわけですから、ぜひ臨機応変にやってもらいたいと、こういうふうにご考えております。大変な御労苦をいただいておりますから、よけいなことは申し上げませんが、ぜひ実務面において効果の出るような執行をお願い申し上げたいと、このように考えております。副知事、いかがですか。

○河野副知事 御指摘のとおり、どのように進展していくか見えない部分もございますが、まずは農家の方の安心という意味を含めて全体的な予算を組ませていただいたところでありまして。御指摘も踏まえて柔軟に機動的に対応してまい

りたいと考えております。

○福田委員 どうぞよろしくお願いを申し上げます。あとは健康に留意して終息まで頑張ってください。

○榎藤委員 8ページから9ページにかけて、ワクチン接種のことを農家の皆様へという形で説明をしておるんですが、ここの考え方と、それから、最初に農場単位で患者、疑似患者が出た場合の殺処分の考え方とは同じというふうには、対象の種類がいろいろあるかと思いますが、基本的には考え方は同じと考えていいかどうか。

○児玉畜産課長 ワクチン接種畜と疑似患者との補償の考え方ですか、補償の考え方につきましては、基本的には同じであります。疑似患者につきましては、家伝法に基づいた殺処分手当金が支払われますが、ワクチン畜につきましては、それと同様に評価した殺処分奨励金というものが支払われます。それから、疑似患者につきましては、家畜防疫互助基金の中から経営支援互助金が支払われますが、ワクチン畜のほうにつきましては、別途の事業で経営再開支援金が支払われるということで、基本的には同じような助成になるかと思っております。

○榎藤委員 新聞その他で報道されるのを読んで若干わからない点は、国と県の間で最後の詰めができていないようなニュアンスがあるんですが、それは理由はどのようなことなんでしょうか。

○上杉農政企画課長 恐らく御指摘いただいておりますのは、例のワクチン接種分につきましては、今般、特別措置法（特措法）に基づきまして補てん金が払われるという話がございます。これの財源につきましては、特別措置法におきましては、国が全部または一部を負担するといった

その「全部または一部」の部分につきまして、実は先週の金曜日でございますけれども、その負担割合を決める政令が閣議決定されると伺っていたんですけれども、それが延び延びになって、あした火曜日閣議決定されるやに伺っていたんですけれども、きょう国会で農林水産委員会がございましたけれども、あしたもなかなか状況的には関係省庁の調整が厳しい状況で、場合によってはまた先送りになるような議論が国会で行われていたというふうに伺っております。そういう点で国と県の負担割合がまだ決まっていないのかというふうに考えております。

○榎藤委員 疑似患畜の殺処分については、私の理解するところは、全額に近いものが補償されるというふうに個人的に理解しているんですが、ワクチンの部分と違うのかなという端的な疑問があって、その部分がいまだにずっと来ているのかなと。それが特措法の細則等ではっきりうたわれるのが、先ほどの説明のように延び延びになっているのかなと思うんです。

○上杉農政企画課長 御指摘のとおりだと思います。疑似患畜部分は、家畜伝染病予防法に基づきまして、本来5分の4までしか国が面倒を見てくれないと。今まで5分の1が穴があいていたわけですが、今回は特別に特交措置をいただいて、その分についても措置をいただいて5分の5になるということになっております。片やワクチン接種のほうにつきましては、特措法に基づきまして、殺処分する家畜の評価額全部、要するに5分の5を見るという状況になっております。ただ、その負担割合がまだ決まっていないだけですので、農家からしてみれば5分の5もらえることには変わりはないということでございます。

○榎藤委員 それについての県と国の意見の最

終調整は、閣議を経て細則がオープンになるまでは図れませんよという解釈でよろしいんですか。

○上杉農政企画課長 県のほうの考えは、ワクチン接種の当初から、これは国の決定に基づいて行うものでございますので、前総理または今の総理も含めまして、前農林大臣、今の農林大臣にも全額持ってくれという話は再々にわたってしております。ただ、国と県というか、むしろ国の内部の関係省庁の間で負担の割合についてまだ決着していないという状況でございますので、県としては言うべきことは再々にわたって言っているという状況でございます。

○徳重委員 埋却処分のことについてお尋ねしたいと思います。昨日はほとんど埋却されていなかったようですが、この後、ワクチン接種の分が大半ですが、9万8,000、約10万頭近くの埋設をしていかなきゃならないということですが、まずは、埋却地というんですか、土地の確保の状況を教えてください。

○山内連携推進室長 ワクチンの接種分につきましては、接種後、疑似患畜になったものを除きますと、約25ヘクタールほど埋却地が必要というふうに試算してございます。これにつきましては、各市町とも農場ごとに埋却地の確保計画を定めまして、先ほど御説明申し上げました農地保有合理化事業を活用した共同埋却等により、作業の効率化もあわせて進めようとしてございます。確保の状況でございますけれども、同意がとれない場合とか、あるいは水が出たときなどを想定いたしまして、先ほど申し上げました試算による必要面積を超えて、各市町とも数カ所から10数カ所の共同埋却地を中心に候補地を選定して、現在、周辺までの同意の取りつけに全力を尽くしているというような状況でござ

ざいます。

○徳重委員 努力されていることはよく理解をいたしておりますが、新しく発生しているところも多々あるようでありまして、ウイルスがたくさんおるということは明白なんですね。いずれにしても一日も早く埋却しなきゃいけないということになりますと、目標が定められないと、ずるずるいったのではいけないんじゃないかと。6月20日をめどにということではありますが、可能性はあるのかどうか。きょうはもう14日ですね、あと1週間でこれらの処分が可能なのかどうか。

○永山農政水産部参事 疑似患畜分につきましては6月20日までに終えようということで国からの提案をいただきまして、十分話し合いをして、それぞれの首長さんとも話し合いをして、用地についてまだ不確定な部分が多少ございますけれども、おおむね現在の考え方としては6月20日までにいけるというふうに考えております。ただ、問題は天気のごあいごございまして、ここは、けが等の関係もありますので、事故等の関係もありますので、無理やりやるというわけにはいきません。ただ、現時点においては6月20日までに、疑似患畜分約3万頭弱ですけれども、これについては処理が終わるという計画で進めております。さらにワクチン接種分についても、共同埋却地を効果的に利用すること等によって6月中には終えるということで進めてまいりたいというふうに考えております。

○徳重委員 これは大変な作業だろうと思いますが、ぜひこれをやっていただくことしか収束させることはできないと、こう思います。6月中となるとあと20日近くあるわけですね。その間、ワクチン接種されたものからウイルスが外に出るということはまず100%ないと理解してい

いものでしょうか。

○岩崎家畜防疫対策監 ワクチンの接種家畜につきましては感染の防御はできません。ただし、水疱等の発症等についてはかなり抑えますので、水疱等の発症がなければ、水疱等からウイルスが飛散するというございますので、ワクチン接種した家畜からウイルスが飛散されることはかなり低減されるというふうに考えております。

○徳重委員 100%というわけにはいかないんですかね。

○岩崎家畜防疫対策監 100%と言われますと非常に答えにくいんですけども、かなりウイルスの飛散は抑えられておりまして、現在、接種した家畜からの病性診断は激減しております。きのうぐらいからほとんど病性診断の症例がございませんので、そういう意味ではワクチンは一定の効果があっているというふうに考えております。

○緒嶋委員 本当に御苦勞をされておることに感謝申し上げたいと思いますけれども、処分対象全頭数の評価において生産農家と今後においてトラブルになるということはないわけですか。生産農家の評価額どおり、農家というか協議会で評価されるわけで、そういう手順を踏めば、これで農家と牛、豚の評価についていろいろとトラブルになってこういうことがうまく進まんとということになると、またこれは大変なことになると思うんですけども、生産農家の牛、豚の評価と国、県の評価は大体話は一致しておるというふうに理解していいんですか。

○児玉畜産課長 家畜の評価につきましては、評価の基準をつくっておりまして、各市町村を通して処分の前にお示しをしております。評価以外の部分につきましては、それぞれ個別協議

という部分も出てこようかと思えますけれども、一応今聞いている範囲では理解は得られておるといふふうに認識をしております。

○緒嶋委員 大変それはありがたいことで、そこがうまく進まんと大変なことになるだろうというような心配もしておりますので、そういう努力は感謝申し上げたいと思いますが、県の種牛の評価はどうなるわけですか。

○押川農政水産部次長 種牛の評価はまだやっておりますけれども、今後やっていってどういう形で申し上げていくのか、その辺も検討していかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

○緒嶋委員 これはなかなか難しいところだろうと思えますけれども、適正な評価というのは、生産というか、種牛になるまでの費用というのは莫大なものがあるので、十分考えていただきたいと思えますけれども、相手が国でありますので、余り無理も言えない点もあるのかなというふうに思っておるところでございます。今後において、20キロの範囲内でうまくおさまればいいんですけど、都城のようなこともあるし、また日向の心配もあるというようなことであるならば、最悪の場合も想定したシミュレーションも当然頭の中には持っておられるというふうに理解していいわけですか。ちょっと言葉が抽象的でありますけれども、場合によってはワクチンまで使うということもあり得るのかどうかということです。

○押川農政水産部次長 今回、都城で発生したというような状況がございます。また、搬出制限のところでも発生したというところもございます。こういった事例につきましても、現在のところ、首長さんとも十分話しながら、どういった対応をしていったらいいかというような考え

方で進めておりますけれども、いずれにいたしましても、特措法の関係もございますから、やれるだけの範囲の中で対応していくと。ですから、蔓延させない措置をどういう形でとったらいいかというものを十分検討しながら対応していくという形にしていきたいというふうに考えています。

○緒嶋委員 それと今度1次から4次補正まですると、総計で540億ぐらいになるのかなというふうに思ったところですが、今のその予算で27万5,000頭の評価も含めて何とか今のところ、当面ですよ、今後市町村の経費をどうするかとかいろいろ出てくると思えますけれども、当面のところ、この27万5,000頭の分についてはこの予算で対応できるというふうに理解していいのですか。

○上杉農政企画課長 今、27万頭ぐらいの積算で出しておるわけですがけれども、冒頭申し上げましたけれども、例の国と県の負担割合の問題がございます。その辺で仮に県のほうに出せという話になった場合には、当然そこで穴があいてしまうことになるかと思えます。あと、その他、御指摘のとおり、今後また市町村の消毒ポイントなどに要する経費がございますので、そういったものをどう整理していくのかといったところが課題としてなっております。

○緒嶋委員 今度の予算はほぼ国庫支出金で賄われるようになっておりますけれども、副知事がおいでですが、市町村の分を含めて特別交付税で対応するというような話もあるんですけど、そのほうの話というのは今のところ進んでおるわけですか。12月に何とか交付税で見るといようなあれですが、これは副知事に一番力を尽くしていただかにならんとするんですが、そのあたりの市町村の負担分についてもこの約540

億の中で対応できるわけですか。

○上杉農政企画課長 市町村部分につきましては、先ほど申し上げました消毒に要する経費とかその辺の取り扱いが、今、国のほうが言っていますのは、例えば、県で事業を仕組んで、国2分の1、県2分の1といった形で一たん県で面倒見て、その分の県の負担はどうするのかというところは決まっていなくてあるんですけども、いずれにしても、今まで総理でありますとか大臣が来られて、地元には迷惑をかけないと、市町村には迷惑をかけないと、県には迷惑をかけないという話をしておりますので、その辺をしっかりと約束を守っていただくということで、細かい詰めを今後やっていくというふうに考えております。

○緒嶋委員 そのあたりを市町村とも連携をとりながら、どれだけそういう意味の経費が要ったのか、それを明確にしながらやらんと、今後において、最初の全額を見るというのと、半分しか見ないじゃないかとか、3分の2しか見ないじゃないかと、市町村間での考え方と国、県の考え方とのそごというか、考え方、判断の仕方等も相当変わってくるんじゃないかという気がします。口蹄疫そのものが、日本にない病気が入ってきたわけです。これはいえば国家の防疫体制が不備であったということも言われるわけです。そういう意味ではこういうのは当然国がすべて見るべきだ。また、国の防疫体制が完備していなかったと、そういうことも言えるわけです。これは地方の責任で防げるものじゃないわけです。国が病気を入れなければ防げるわけですから、そういう意味では、当然、国に自分の負担というか100%の負担を強く求めるのは、逆に言えば県としての責任だというふうには私思うんですけども、そのあたりは国との

対応ですが、総理大臣も来た明るる日には「やめます」と。「全力を尽くします」と言って、今度かわられて菅総理大臣が来たというのはありがたいことですが、その感触というのは十分受け取っておられますか、国が100%見るんだという感触を持っておるかどうかということ。

○河野副知事 これまでも総理または大臣のほうから、国のほうで全額見ますと、地方に実質的な負担をさせないということで言葉をいただいております。その中で、万が一国庫で対応できない場合には特別交付税で全額を明確に措置をすると、12月なりに明確に措置するというので総務省でも対応していただいております。その中で国のほうで今調整をいただいております。基本的にはそういう形で、国のほうで地方に実質的な負担がないように国費で負担していただけるものと考えております。

○緒嶋委員 これは県議会のほうでも強く今後とも要請していかなきゃならんし、執行部ともタイアップして努力していかなければならない、我々にも責任の一端がある意味ではあるんだというような自覚を持って、このことについては議会としても対応するように我々も努力していきたいと思っておりますので、執行部側はさらなる努力を重ねて、今のところ、直接的な被害と、ほかの商工業、関連産業、それ以外を含めた被害額というのはまだ全然見えんわけですね。それまで含めてある程度国に、直接的な被害だけではなく、関連産業に対する被害も含めて支援してもらおうという姿勢を打ち出していかなければ、宮崎県の経済は、畜産農家を支援することだけでは今までの体制は整えられんのではないかと、そういう気がしますので、さらに広い意味での支援策も含めて国に強く要請をしてほしいと。

これは全庁的な中でそういう数字的なものも上げていかんと、被害額がどれだけかというの今のところだれもわからんわけですね。そういう意味では、各部を超越して総力戦で、どれだけ本当に被害があるのか、風評被害も含めてそういうものも積算を、今後終息した段階では十分そのあたりを目指して努力していく必要があるんじゃないかというふうに思うところがございますが、副知事、そのあたりはどうお考えですか。

○河野副知事 菅総理が今回いらしたときにも、地域経済全体の再生に向けた支援についてもお願いをしたいということで強く要望しております。これにつきましても、総理のほうでしっかり受けとめていただいたものと考えております。農業のみならず幅広い産業分野で影響が出ておるといふふうに認識しておりますので、私もその辺の状況をよく踏まえながら、今後国とも連携して対応してまいりたいと考えております。

○星原委員 11ページの早期出荷促進対策事業ということで教えていただきたいと思っております。これまで皆さん方本当に長い期間御努力いただいているところですが、なかなか終息しない状況の中でもあります。そういう中で、緩衝帯の中にある牛を都農のミヤチクの処理場で処理するような形の話が出ておったんですが、話を聞いていると、1日60頭ぐらいあるのになかなか処理されない。そういう面からこの事業ができたのかどうかというのがまず1点と、今のその部分の処理の状況はどういうふうになっているんですか。

○児玉畜産課長 早期出荷についてでありますけれども、これは、新しい防疫対策が決定しまして、移動制限区域内のワクチン接種とセット

で、その周囲の10～20キロの搬出制限区域内の牛を空にして緩衝帯をつくるというような考え方で出たものでございますが、実際にはミヤチクの屠場あたりの処理能力から考えますと、とてもじゃないけれども短期間でやれるような数ではないということ等もありまして、現状といたしましては、なるべく密度を薄くするために、出荷適期を迎えた牛あるいは適期を過ぎている牛を優先的に出荷しておるといふようなことで、まだこれ自体、先ほど申しましたけれども、国の支援策が十分見えていない段階でございますので、そういった牛から優先的に出荷しているというような状況でございます。

それから、ミヤチクの現在の状況でございますけれども、5月の30日から6月の2日ぐらいにかけて4回ほど出荷をしてございますけれども、なかなか販売先がないということで、現在一たん閉めておまして、今後、購入先との調整がつけば出荷を開始したいというふうに考えております。

○星原委員 今は中止の状況ということなんですが、しかし一方では、処理していかないとかなり厳しいんじゃないかというふうに思うんです。状況に応じた牛から順次処理していく形が一つあると思うんですが、農家で出したいところがあれば、低減分の助成があるとかいろんな形がうまく見えてきて、それに合わせた形で出していこうという形のところがあれば、それには応じていくということですか。

○児玉畜産課長 まだ交付単価等がはっきり示されていないものですから、早期出荷自体はちょっと難しいかなと思うんですけれども、適期を迎えたものとかあるいはおくらしているもの、そういったものについて出荷をしていくことは推進していきたいというふうに考えております。

○星原委員 この事業に関連するかどうかは分かりませんが、今度都城で出て、都城の高崎のミヤチクも今中止していますね。この辺のところのやり方をどうしていくかというのは非常に微妙なところかなというふうに思うんです。まだ今、何日もたっていないからすぐに再開というのは難しいかもしれませんが、しかし、何らかの方法をとっていかないと、これから宮崎の枝肉が上がるかどうかというのは、肥育農家の人たちからついこの前まで聞いている範囲では、影響があって枝肉価格が安くてどうしようもないという話はずっと聞いていたところなんです、もし再開されたときには、その差額分あたりは国のほうで買い取りの話も聞いたりしているんですが、買い取るということになっても今度ほほかの問題も出てくるんじゃないかという気もするんです。だから、差額分と、保管とかそういうのもこの対策事業の範囲に入っていくのか、そういうものは別な形で今後見ようとしているんですか。

○上杉農政企画課長 先ほど畜産課長からありましたけれども、11ページの早期出荷促進対策事業そのものもまだ詳細は詰まっておりません。それとは別に、今現在行っている適期出荷、また、おくれた分に対する、遅延分に対する出荷が価格との関係で進んでいないというのは事実だと思います。その点につきましては、県庁のほうに常駐しております国の現地チームも当然問題意識はございまして、御指摘があったような国の買い取り——当初、国の買い取りという話があったけれども、そこがどうなるのか、工場自体の買い取りにするのか。あとは、差損分の支援でありますとか、保管料・運搬料に対する支援、そういった分も含めまして、国のほうも、現地に駐在している副大臣を本部長

とする現地チームにおきましても、問題意識はございまして、向こうのほうでも検討しているやに我々との会議の中でそういう話も出ておりますので、県のほうからも必要な措置について引き続き要望していきたいというふうに考えております。

○星原委員 そうしますと、事業内容の1番に牛の1万4,000頭、豚1万5,000頭と数字が出ています、これの範囲というのは、緩衝帯とワクチンを打った範囲の中の牛という範囲で想定されている頭数ですか。

○児玉畜産課長 この1万4,000頭と1万5,000頭につきましては、搬出制限区域内の牛と豚の頭数を基準に定めた頭数であります。

○星原委員 そうするとこの61億6,600万円余というのは、その差額分は幾らという形で、その数字を想定してこういう数字になっているというふうに理解していいんですね。

○児玉畜産課長 この61億6,600万円につきましては、この時点で国が案として示した単価を用いて算出しておりまして、その単価等が現在まだ国のほうで協議中ということで出されておられませんので、一応この時点での数字を使って出したということでございます。

○榎藤委員 車両制限ですね、通行制限についてお伺いしたい。

○十屋委員長 車両制限はその他のところのいいですか。

○榎藤委員 いや、関係あるんじゃないの。一般車両等が宮崎の場合には義務的に、例えば警察権力とかそういうことできちっとやられているのかどうかということが、ウイルスの拡散等に影響があるんじゃないかという議論があるんです。一部先日の宮日等を読みますと、畜産課長としては、一般車両については制限するこ

とはまだ考えていないようなことかなと思ったんですが、誤解でしょうか。

○児玉畜産課長 消毒ポイントにおきましては、ちょっとはっきりした数字はつかんでおりませんが、全車消毒をやっているところもございまして、あるいは、もちろん自主的に入ってこられる分についてはすべて消毒はしておるわけでありまして。それから、国道沿いに消毒槽が数カ所設けられておりますけれども、そこは全車種徐行させてタイヤの消毒をさせておるといような状況でございます。

○榎藤委員 ということは、全車消毒という体制だというふうに理解してよろしいんですか。

○押川農政水産部次長 消毒の方法につきましては、今申し上げましたように、消毒槽の中を通過させる方法、消毒マットを置いて通過させる方法ということで、これの2つについては全車対象ということで消毒を行っております。ただ、車体全体にかけていくというのは引き込んでやっていくという作業になりますので、すべてのものを対象という形にはならないと思っておりますけれども、現在のところ、畜産関係と申しますか、そういう車両と、一般の方でも、そういったところを通るといような場合にはお入りになっている状況はございます。それから、見てみると、スクールバスとかそういったものも入って消毒をかけられている部分もございまして、一応意識的にはかなり上がっているんじゃないかという見方はしているところでございます。

○福田委員 今、星原委員の質問の答えで、60億余の予算の執行についてまだ方針が決まっていないようでございましたが、実はこのあたりが報道が先行しまして現場段階が非常に混乱した。私は現場におりますから、よく聞くんです

が、今おっしゃったとおり、私はそうであろうと思います。出荷適齢期の肉牛については、当然出荷をする時期ですから、通常どおりの食肉出荷が必要だと思っておりますが、問題は10キロ～20キロ圏に宮崎県の優良雌牛群、母牛がおるんですね。それを考えますと、優良雌牛とその子牛がおりますから、これを残す方向で、口蹄疫が発生すれば別ですよ、残す方向で考えなければ、今は雄牛だけ、種牛だけにみんなの目が向きまして、特にマスコミの表現等は種牛オンリーであります。実際は、種牛ももちろん大事ですよ、種牛があつてさらに繁殖の母体になります雌牛がしっかりしなけりゃだめなんですね。今ワクチンを処理した地域はその半分がもうだめになったんですね、優良雌牛群が。でありますから、この辺はファジーな表現では生産者段階で戸惑いが生じまして、こんなことを言っているかなと思っておりますが、「もう養う気力も失えた。ワクチンを打ってくれ」と、そういうような電話まで来る時期でありますから、ぜひこの辺はある程度、ファジーじゃなくて明確な方針等を、時期が時期ですから、出しておかれるべきじゃないかなということ、今の星原委員と執行部のやりとりを聞いておりました考えましたが、この辺はいかがですかね。

○押川農政水産部次長 御指摘のとおり、雌牛も優良な資源、それから子牛についても優良な資源というふうに我々は見えております。先ほどからいろんな形で早期出荷の部分については申し上げておりますけれども、なかなか国の施策が見えてこないというようなところで、出荷したとしても非常に価格が安いということで先ほどのような状態になっているわけでございまして、また、レンダリングを利用しましてやるという方法も一つその中に想定されておりました

けれども、その方法もなかなか難しいという状況の中で、なかなか進まないということがございます。ですから、大変農家の方々には御迷惑というか、いろんな考え方の整理がなされない状況の中で御不安をお持ちだろうというふうに考えております。先ほどございましたような優良資源の部分につきまして、私も当初から、ぜひとも残していきたいという気持ちを持っておりましたので、極端に言えば、例えば搬出制限の一番端っこのほうにでも置いてできるだけ影響緩和に持っていくと、そういったことで対応できないかということも検討した状況がございますので、現在のところは、肥育牛、肥育豚、豚、そういったものを先にまず国が示してくればやりながら、優良資源についてはできるだけ残すほうで検討していきたいというふうに考えております。

○**福田委員** ありがとうございます。ぜひその方針で、終息対策が一番大事ですけど、お願いをしたいと思います。

○**十屋委員長** それでは、議案と報告事項についてはこれで終わりたいと思います。その他報告事項について、指定管理者制度と口蹄疫発生状況等の説明について質疑をお願いいたします。

○**榎藤委員** 車両制限の質問をしようとしたら、関係ないんじゃないかみたいな話があったんですが、この24日からまた選挙が始まるというようなことで、地元紙等を中心にして、云々という記事がきょうも見られたと思うんですが、選挙カー等については、一般車両ということであれば消毒等をちゃんとやって、そして余り細かな道等には入らないようにしようとか、そういう良識的な判断は候補者各陣営がしなきゃいかんことですが、運動そのものをという、これは農政と直接関係はありませんけれども、一般車

両扱いで、この地域については何回も消毒ポイントを通ってもらわんといけませんよというのはあると思うんです。そういうもの等が一般人に、例えば県北から宮崎に来る人等に理解してもらおうことが、現場に直面してじゃなくて、何らかの形でここに行く場合は必ず消毒を受けてくださいよというようなもの等が一つは必要じゃないか。悪い例として聞くのは、それをすり抜けるために近回りしたり遠回りしたりしながら行くという話も聞くんですけど、これは一番危険だというふうに思います。

それから、もう一つは、選挙カー等については一般車両扱いで、アナウンスする内容等については考えてちゃんとせにやいかんと思いますし、また頻度も違うと思うんですが、そういう交通制限等について、余り10号線等通ったことのない人等にもわかる形で、消毒の必要性と、それから、こういうところに行くときは必ずしてくださいよというのがまだまだ必要なような気がしますし、じゃ、いっそ列車で行こうかという大分ふえているというふうに聞いておりますので、その辺もいま一度、これは要望でいいですけど、御検討をいただければというふうに申し上げたいと思います。

○**十屋委員長** 総合政策的な見地から何かないですか。

○**永山農政水産部参事** 蔓延防止という観点で車両の消毒の徹底はとても大切なことだというふうに思っています。そういう意味で非常事態宣言を発出して、県民の方々にさまざまな負担をお願いしたところですけども、そのことそのものについても大きな影響が出ているということもありまして、どのような形で県民の方々にアナウンスをするのかということについては慎重に考えていく必要があるんだろうというふ

うに思っております。

選挙につきましては、我々、専門外でございますので、先ほどもちょっと立ち話はしていましたが、選挙管理委員会とも少し話をしながら、どうやったらお互いがうまくいくのかということについては進めてまいりたいというふうに思っております。

○星原委員 防疫、一般車両の問題なんですけど、私も今、毎日来るとき、四家のところで、宮崎市のやつでタイヤの周りを吹きかけてもらって来るんですが、鹿児島県なんかは通行止めまでしようとしていろいろやっていますね。そういう中で、私のところは、都城も一応発生した。入ってくる、出ていく。宮崎市も出た。そういう中で、一般車両をそのまま通しているわけですね。皆さん方、先ほど言われたけど、ただタイヤだけは云々と。もちろんそれは最低限必要なことだろうと思うんですが、やっぱり一時の期間のこういうときに、鹿児島県が通行止めまでしてやろうというときに、我が宮崎県は本当にこの状況で、これ以上広がらなきゃいいんですが、これ以上広がったときは、そういう面の対応が非常に手ぬるいというか、県民に対してのPR、お願いの仕方に対しても、あるいはそれぞれの人たちに対しても、意識を上げる意味でも、多少不便でもそれぐらいのことをやっていかないと、先々また出たときは、宮崎県は何をしているのと、そういう感じをいろんなところで聞くわけですし、私自身もそう思うんですが、その辺のところの一般車両についての消毒のあり方。それから、運転手なんかも乗ったままで、おりてきてしていないんですね。車だけをしていくわけです。そうするとどこかに動く。どこかに足を着くわけですよ。だから、室内まで云々という話もある。そうなる

と、室内でできるものといえばスプレーぐらい使うような形とか。防疫で考えられるいろんなことを取り組まないと、4月20日から1カ月以上たって、まだ今、どっちかといえば、そのやり方がちょっと手ぬるいような感じが地元におってしているんですけども、その辺の取り扱いというか、その取り組みというか、そういうのはどういう感じに進んでいるところなんですか。

○岩崎家畜防疫対策監 御指摘のとおり、全車対応、いわゆる動噴を使った天井から足回りまで含めて全車対応型の消毒、これは先ほど課長のほうからありましたように、蔓延防止という観点からは非常に大事なことというふうに我々は考えております。ただ、一方で、防疫措置の基本は、まず、生きた家畜の移動の禁止、早期通報・早期摘発、そして消毒の徹底のこの3つでございます。それを繰り返し繰り返しやってきた中で、途中、ワクチンの使用もやったわけでございますけれども、一番大事な消毒は、畜産関係車両、飼料関係車両の消毒の徹底が我々が一番大事なことというふうに考えています。これは当初から、畜産関係車両は徹底して時間をかけてやるということできますと、特に児湯地域は感染が10号線をまたいでおりまして、これが全車の一般車両を含めた動噴を使った車両消毒になりますと、消毒ポイントでの渋滞、これは計り知れないものだというふうに思っております、そういう意味からいきますと、やっぱり目的である畜産関係車両の消毒徹底が口蹄疫の防疫の一番大事な手法かなと。ただし、一般車両については消毒マットなり消毒槽等を使ってやっておりますし、確かに鹿児島県は交通規制等々やっておりますけれども、畜産関係車がウイルスを持ち出す一番の原因となってお

りますので、そういう意味からいけば、畜産関係車両の徹底した消毒等を基本にやっていきたい。仮に一般車両をやりますと、多分渋滞等含めて、いわゆる目的である畜産車両が消毒できない状況に陥るといことも考えて、今のところはそういう形に対応しているといことでございます。

○星原委員 今、対策監が言われることはもっともなことで、それが基本だというのは我々も十分わかるんですよ。ただ、えびのでも4件でとまった。これは徹底した消毒をいろんな角度でやったと話を聞いているんですね。その周辺は通行どめもして縛れたからいいんですが、そういう形でやって防ぎ切った。今、現実に日向で出て、宮崎で出て、高崎で出て、どれが原因がわからん。そうなったときに、今言われるような形だけで本当に防いでいけるのかとい非常に怖いものを感じるんですね。

ある運送屋さんのトラックの運転手さんから2週間ほど前に電話もらって、宮崎の車は大型でもぼんぼん通っている。鹿児島は確実にそういうところで消毒しながら出ていっているよ。宮崎県の車は手ぬるいんじゃないのと、トラックに対しての扱いにしても。そういうのを聞いたもんですから、すぐ都城の市役所のほうに電話して、こういうことだと。聞きますと、夜間なんかは、警備会社、ああいう人たちに委託しているので、その辺の徹底がなされていないみたいな話だったので、最低でも今言われた畜産関係の大型のトラックなんかもびしっと指導しないとやばいよと、2週間以上前に話したこともあるんですよ。だから、だれか1人ぐらいはわかった人が消毒ポイントにおいてやらんと、ただお願いしていると。ただ単に消毒をすればいいとか、通過していくのもそのまま見逃

していくとか、そういう形がなされているよという話もしたんですけれども。結果的にこういうことが起きてくると、ポイントを設けてそこを通る分にはそうやっているんですが、県民サイド、一般の人もそうなんですが、意識が。それと、だれかどうやって話をする場所があるわけですね、どこかで。そうすると、そういう関係者だけで本当に防ぎ切るのかなと。だから、ある部分ではそれぞれに消毒をする方法とか形を、地域の中でも、そういう形が起きている、起きていないところでも何かのことをやっていかないと、いつ終息するのかと。怖いことがずっと起きていますからね。消毒ポイントの設定はいいんですが、設定した後の管理の仕方がいろんなことまで指導しておかんとやっぱり怖いなというふうに私は思うんですが、その辺は県、市町村、それぞれの関係のところとの連携のとり方ももう一回びしっとして、防疫に対して再度しっかりした指導をしていただかんといかんのかなというふうに思います。

○押川農政水産部次長 最初、消毒ポイントを設置したときから、畜産関係車両であろうとも、前はかけてくれるとか、簡単にやってくれという話がかかなりあったようです。それではだめだということで、こういった形でやりなさいと、シャシーまできっちりやりなさいというような形のペーパーを消毒ポイントに流した経緯がございます。そういった形で指導したという経緯がございます。それから、飼料運搬車とかそういったものにつきましては、タイベックスですね、ああいったものもきちんとお渡しする。それから、シュッシュとする消毒のやつもお渡しするということで、できるだけ対応してくださいといことのでやった経緯もあるんですけれども、一部でそういう話が出るといことはま

だまだ徹底されていないという話かもしれませんので、再度徹底を図ってまいりたいというふうに考えています。

○緒嶋委員 環境森林部にもちょっとお話ししたんですけれども、埋却するときにおが粉と一緒に使うと、牛の血液やらが消臭効果も含めてかなり抑えられるんじゃないかと。今後は悪臭対策が、今度埋却が全部終わって終息しても何年か問題になるんじゃないかと思うんですね。おが粉を供給するほうの体制も大変だと。製材すればどんどんおが粉が出て置き場もないと。埋却にそれを使ってやるということが、今後の公害対策というか悪臭対策を含めていいんじゃないかと思うんですが、農政水産部ではそれを使うという方向はまだ決めていないわけですか。

○児玉畜産課長 埋却の際のおが粉の利用につきましては、一部では実施しております。今後共同埋却地等もふえてきますので、そういったところでの使用とか、あるいは土質によりまして水分調整みたいなものが必要なところも出てくるんじゃないかと思っておりますので、そういったところには積極的に使っていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 ぜひそういうことで使って、今後のことも考えれば当然使ったほうが良いということだろうと思っておりますので、埋却にそのことで時間がかかるというのもちょっと問題かなと思っておりますけれども、その分だけ被覆する土の量も減るということもあるだろうと思っておりますので、うまくそれをやってほしいなど。

それと、今言われた消毒ポイントも、市町村によってポイントの熱の入れ方に差があるんです。ある町は徹底してやる。ある町はそこまでしなくてもいいのかなというような感じがするんですが、西臼杵のほうで聞いたら、今、六峰

街道を走って、チェックポイントをよけて行く車があるというわけです。山の中を走って。それは車がさびて大変だというようなことらしいんですが、本当に言われたとおり、これを何とかして総力戦で防がなきゃいかんという熱意がまだ浸透していないと私は思っている。畜産関係車だけというような発想は捨てて、県民全部が同じような認識で取り組まなければ、今後まだどうなるかわからないというのは皆さんが一番心配されておるわけですが、市町村を含めてチェックポイントをもう一回再検討して、本当にその地域でチェックポイントがうまく機能しておるのかどうかということを再点検させる必要があるんじゃないかと思うんですが、このあたりはどうですか。皆さん方、埋却のことで頭がいっぱいだと思うので、余り言っても気の毒かなという気もしますけれども、そのあたりが基本じゃないかという思いがあるわけですが、どうですか。

○児玉畜産課長 一般車両等の消毒につきましては、特措法でも地域指定をするようになっておりまして、今回は県内全域ということで指定をしております。したがって、強制力はあるわけですが、確かに今、委員が指摘のように、市町村等によって取り組みの違いはあるだろうというふうに認識しておりますので、再度各市町村あてにそういった注意の喚起をしていきたいというふうに考えております。

○緒嶋委員 特に東臼杵振興局なんか、範囲が広い、ある意味じゃ、山のほうは頭数が少ないということで熱意の違いもあるし、振興局長が環境森林部の人と農政の人で違いがあっちゃいかなわけですが、そういう点も含めてもうちょっと気合いを入れてやらんと、車で走ると、地域

によってそういうところの熱意の差が大分ある。そういうことではおかしいという気がしますので、強く要請してください。

○徳重委員 埋却地のことでお尋ねしたところですが、再度お尋ねしてみたいと思います。疑似患畜が2万9,878頭まだ未処理ということ。それとワクチン接種の約7万頭がまだ未処理ということですが、この埋却地は確保されているということで理解していいのでしょうか。

○永山農政水産部参事 すべてが確定しているというわけではありません。ある程度候補地を絞って試掘した結果、水が出るということもございませぬので、すべてについて確保できているという状況にはありませんけれども、先ほど申し上げましたように、疑似患畜分については20日までにやれるぐらいの確度があると。ワクチン分についてもそれに引き続いてやるだけのスピードはついてきているということは言えるだろうと思います。すべてについて確定しているというわけではございませぬ。

○徳重委員 こんなに長く続いているわけですから、まだウイルスが蔓延しているといっても過言でもないという気がしないでもありません。ぜひ一日でも早く確定して農家を安心させていたいただきたいということが一つあります。ぜひお願いします。

それと、都城に出ましたね。現実に処理もされたわけですが、まだ終息宣言もされていないわけですし、いつ出るかわからないということで、各畜産農家に埋却地があるかどうかというアンケートやらいろんなことがされておると思うんです。もし出たという前提で考えると非常に心配なんですよ。というのは、かなり多くの頭数を持っている畜産農家、間さんは特別として、何千頭あるいは何百頭という頭数を持って

いる人がかなりいらっしゃるわけですから、そういう対応というのは既にとられているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○永山農政水産部参事 現在の家伝法上の防疫のマニュアルの中でも、指針の中でも、県は農家に対して、事が起きた場合の埋却場所等についてそれなりの予見を持つようにと、指導するようにというふうな文言はございます。ただ、現実に、今もし何か起きればここに埋めましようというところまで各農家がやれているという状況にはございませぬ。やはり、実際に事が起きてそのときに周りの同意が必要になりますので、確定しているという状態に持っていくわけにはなかなかいかないだろうというふうに思っております。ただ、事がここまで来ておりますし、一度起きたときにはすぐにこれをたたくという必要がございませぬので、そのあたりについて改めて各畜産農家に対して注意を喚起することは今後必要ではないかというふうに認識はしております。

○徳重委員 今回の特措法によって、国並びに行政を中心として埋却地を確保することということがうたわれていると思うんです。農家という言い方というかな、指導というのはいちよと酷じゃないかなと。わかりますよ、自分の牛、豚ですから。しかし、農家にそれを求めるというのは非常に酷なことじゃないかと。私の知り合いでは、養豚農家なんですけど、埋却地を見つけよと言われてきたけど、見つける意欲もありません、とてもできないと、こうおっしゃるんですね。何とかできないかというような言い方をされたんですが、特措法ができてこういう形になっているので、そのことをお伝えしたら喜ばれたんですけど、それはそれなりに努力はするけどとても無理だと。ならば、だれかがや

らなきゃいけない。当然国が責任を持ってやる
ということを行っているわけですから、畜産農
家を中心として話し合いもして、そういう予備
的なものはちゃんと準備しておかなければ、こ
れが1週間も10日も同じ農場が患畜したまま置
くということになると、また蔓延しかねない
と思うんですね。いかがでしょうか、その辺。

○永山農政水産部参事 今回、特措法で国及び
地方公共団体のそれらの取り扱いということが
定められました。それに基づきまして、公社で
保有合理化事業を行うという措置もございます。
さまざまな対策をとる中で、今、委員が御指摘
のように、今後の予防的な措置というか、準備
をするということは確かに必要になってくる
と思いますので、どのようなお知らせの仕方が
あるのかということについてはこれから考えな
ければならないこともありますけれども、少し検
討してみたいというふうに思っています。

○榎藤委員 先日、総理が来られたときに、都
城市長から、208頭については400数十人の市の
職員等が対応して徹夜でやったという話が披露
されて、その後、用地の交渉等については、
何だかんだ言ってもやっぱり市役所の職員が行
かないと話がまとまりにくいと、そういう指摘
がありました。そして、肉体的な殺処分等の協
力には、自衛隊がいいのか、農家の経験者の応
援がいいのかわかりませんが、そういう部分へ
の助力をお願いして、市役所の職員は用地交渉
に当たらせたいと、そういう趣旨の発言が都城
市長からあったと思うんです。したがって、そ
こには、危機感を持っている発生地域の首長さ
ん等が、地主の人の人的なものも含めて詳しい
と思うんです。だから、そういう部分に力を割
けるように。国は、自衛隊の派遣等も含めて要
求があった分にはこたえたいという発言をして

いるから、それはそのまま受け取ってもいいの
ではないかというふうに思っております。要す
るに、具体的な実行可能な案を、一番は発生地
域の役所の皆さん等と練り上げてもらって、そ
して用地交渉等も短期間で、それぞれ役所でも
あそこの地域には強い人とかあるんじゃないか
というふうに思いますので、そういう成案を極
力具体化していただくことをお願いしたいな
と思っております。

○高橋委員 いろいろと出されて、申し上げたい
んですが、6月9日に新たな地域に口蹄疫が
出たということで、6・9ショックなんですね。
口蹄疫の防疫は振り出しに戻ったと私は思っ
ているわけですが、先ほどから出ていますよ
うに、6月9日を境にどうなっているのとい
ったら、余り変わっていないんですよ、正
直申し上げて。私は日南から来るときに必
ず消毒しますが、さっきから出ていますよ
うに市町村で対応が違います。あるところ
はナンバーを控えて行き先まで聞きます。
あるところは、ただば一つとして素通りと
いいますか、そのまま通過。私の前を走
っている車なんかも通過です。さっき畜産
関係車を中心におっしゃっていましたが、
たまたまその後ろを走っていた車はそれ
のまま通過していいということになるし、
いろいろと一生懸命なされている関係で、
人も限られて限界を越えてやっていら
っしゃることに本当に感謝申し上げるん
ですが、私、臨時議会のときでも申し上
げているんですけど、市町村との連携
ですね、県と市町村。たまたま先日都城
に行った人が、222号線の酒谷で、左側
に消毒ポイントがあって、帰りは素通り
なんですよ。右側に寄ればいいんでしょ
うけど、一般車両は寄りません。右側に
寄るような体制をとっているかとい
ったら、誘導する人もいないし、意識のあ

る人は寄るんでしょうけど、そういうところの改善というか対策も6月9日を境にやっているかといったら、私、申し訳ないけど、まだそこまで県民には徹底されていないというふうに思っています。渋滞もいろいろと言われましたけど、それは、ポイントをふやすこと、あるいは誘導員をしっかりと配置すること、そんなことで対応できるし、どこでしたでしょうか、消防団も出ていたところがありました。この際、いろんなところに加勢を求めるべきだと思うんです。日向は市議会議員が出ているようですが、私はそれこそ、宮崎県下全員でこの口蹄疫対策をやるべきだというふうに思っています。6・9ショックだと思うんですよ。一日でも早くということをおっしゃっているんだから、一日でも早く口蹄疫を終息させるためにはとにかく、そこまでやるのというぐらいやらないと先が見えてこないと思うので、ぜひ徹底してやっていただくことをお願いしたいと思うんです。市町村と連携、集められなきゃ、文書じゃなくて行って篤と話すべきだと思うんですよ。各地域には振興局長もいらっしゃるんでしょうけど、直接訴えるべきだと思うんです。文書で一通り流すんじゃなくて、その辺の対応をぜひやっていただきたいと思えます。

○十屋委員長 私から1点だけ。この資料でありますように、都城に6月9日に発生して、市営屠場、ミヤチクの高崎工場が閉鎖したんですが、これに伴ういろんな影響が出ると思うんです。滞留している牛、豚に関しても今後どういふふうな影響が出てくるのか、その点についてお尋ねしたいんです。

○押川農政水産部次長 現在、高崎工場が、とまっているといいますが、閉鎖という状況に追い込まれてしまいました。くみあい食肉さんに

お聞きすると、在庫がなくなってくるという状況もございますから、宮崎牛をお届けすることができないというような状況下にあるかというふうに考えています。ただ、我々、都城まで広がったというか飛び火したということも踏まえまして、安全性をきちんと検証しながら、いつあけるんだというところを踏まえた検討をやっていかなきゃならないだろうというふうに考えています。我々としても一日も早く再開ということに持っていきたいというふうに考えておりますが、特例協議をやる段階では、そういう安全性もきっちり検証しながらやってまいりたいというふうに考えておりますので、いましばらく時間をいただきたいと思えます。

○高橋委員 21ページの指定管理の関係で私、聞き漏らしたかもしれません。確認させてください。21ページの(3)施設収支状況で、21年度324万7,000円、これは指定管理料となっておりますね。新たに第2次募集方針の中で、(3)年額141万6,000円ですけど、この差が余りにも開いているものですから、確認の意味でお願いします。

○上杉農政企画課長 御指摘のとおり大分下がっております。これにつきましては、2点ほど大きく言えば要因がありまして、1つは、5年間指定管理者という形で、清掃でありますとか植木の手入れなどしていただいたという中で、作業の手順と申しますか、作業効率が蓄積されてかなり効率的に行われるようになったという中で、作業時間を従来の1日何時間という形で積算していたわけですけども、それを効率化が図られたという形で減らしたというところがございます。また、これは現実的な話になってしまいますけれども、今、県の置かれている財政的な状況、特に口蹄疫が発生した中でかなり

苦しい状況といったような背景もございまして、そういった事情も含めまして、財政部局と相談してこのような値段になっているという状況でございまして。

○高橋委員 効率をよくしたということの理由で基準価格がかなり下がっているんですね。そこで働く人もいるわけで、その人たちの賃金も気になるところですけれども、今後いろいろと状況を見ていきたいと思っております。

○上杉農政企画課長 委員よく御承知のとおり、ここの運営協議会でございますけれども、実は我々の指定管理とともに、日南市のほうから道の駅本体の指定管理を受けておまして、県からの亜熱帯支場に係る、エントランスガーデンとかその辺の指定管理と同時に道の駅の両方の仕事を、場所が一体的でございまして、一緒にやっただいていっているという状況の中で、委員、御指摘で御心配だと思っておりますけれども、一体的に雇用とか賃金が弾力的に確保されるようなことを考えております。

○十屋委員長 それでは、以上をもって農政水産部を終了いたします。執行部の皆様、大変お疲れさまでした。十分に体にお気をつけいただいてまた頑張ってくださいと、そのように思っております。

暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時25分再開

○十屋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります。申し合わせにより委員会審査の最終日に行うこととなっておりますので、あす15日に採決を行うこととし、再開時刻を13時30分としたいと思っておりますが、

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

そのほか何かございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 私から1つ発言。あした委員長報告骨子の案について皆さんに御意見を伺いますので、そのときに出していただければありがたいというふうに思っております。

○星原委員 防疫体制の消毒ポイントなんかのことはもう少し徹底させるように最後やっていただくといいですけどね、念押しの意味の形で。交通量がどうかと言うけど、そんな問題とは別な問題としてとらえてみんなが意識を持ってもらわんと、入り込んでからは大変ですから、ぜひ。

○十屋委員長 ということを、あした骨子をまとめたときに御意見で賜りたいと思っております。

それでは、以上をもちまして委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後3時26分散会

平成22年6月15日（火曜日）

午後1時29分再開

出席委員（8人）

委員	長	十屋	幸平
副委員	長	河野	安幸
委員		緒嶋	雅晃
委員		福田	作弥
委員		星原	透
委員		権藤	梅義
委員		徳重	忠夫
委員		高橋	透

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課	主査	花畑	修一
政策調査課	主査	坂下	誠一郎

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。議案の採決につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、第5号及び報告第1号から報告第3号について、原案のとおり可決または承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第5号及び報告第1号から報告第3号については、原案のとおり可決または承認すべきものと決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目として特に御要望はございませんでしょうか。

暫時休憩をいたします。

午後1時30分休憩

午後1時40分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきまして何かありませんでしょうか。

○緒嶋委員 1つは、今度の中で49頭も処分しなきゃならんようになったのは、種雄牛の管理体制が危機管理の中で不十分だったということも言われるわけありますので、そういう点の今後の種雄牛の確保、また安心・安全のための体制をどうするか。一極集中的な管理でいいのかというのを含めて、分散管理をやはり考えるべきじゃないかというような気がしてな란とです。これをぜひ委員長報告に入れていただきたいというふうに思います。

○十屋委員長 ほかはよろしいですね。今の意見も踏まえまして、皆さんからいただいたことを踏まえて、正副委員長に御一任いただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それではそのようにいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時41分休憩

午後 1 時44分再開

○十屋委員長 委員会を再開いたします。

7月21日の閉会中の委員会につきましては、協議の内容のとおり委員会を開催することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、県外調査についてであります。県外調査につきましては、10月13日から15日にかけて、別途委員会で内容につきまして協議した上、実施することとし、詳細については正副委員長にお任せいただくということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、そのように決定いたします。

また、具体的なことにつきましては後日連絡をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○十屋委員長 それでは、何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。委員の皆様、大変お疲れさまでした。

午後 1 時44分閉会